

平成 2 7 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成27年 6 月 23 日
- ・ 開 会 平成27年 6 月 23 日
- ・ 閉 会 平成27年 6 月 24 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	上	地	史	隆	7 番	齋	藤	宏	司
2 番	田	中	裕	之	8 番	松	岡	克	美
3 番	原	本	哲	己	10 番	後	藤	幸	太 郎
4 番	沢	出	好	雄	11 番	深	川		昇
5 番	品	田	好	博	12 番	近	藤	哲	雄
6 番	松	田	信	行					

2 不応招議員は次のとおりである。

9 番 小 島 一 弘

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		産業課参事
総合支所長		産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課長		建設課参事
総務課参事		建設課参事
住民課長		住民福祉課長
福祉課長		産業建設課長
産業課長		総務課主幹
教育長		生涯学習課参事
生涯学習課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成27年第2回大空町議会定例会議事日程

第1号 平成27年6月23日（火） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員会審査報告

日程第3 会期の決定について

（諸般の報告）

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下 英二	教育委員会委員長	相馬 隆
代表監査委員	近藤 克郎	農業委員会会長	山神 正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口 明夫	産業課参事	中村 直樹
総合支所長	菊地 教男	産業課参事	秋葉 暢康
会計管理者	丹治 健	建設課長	佐薙 幸史
総務課長	藤田 勉	建設課参事	高島 清和
総務課参事	林 敏美	住民福祉課長	平田 義和
住民課長	山本 勝栄	産業建設課長	田中 信裕
福祉課長	南部 猛	総務課主幹	松川 一正
産業課長	伊藤 裕幸		

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊 國夫		
生涯学習課長	佐々木 徳幸	生涯学習課参事	田端 久剛

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	熊谷 裕幸
------	-------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	作田 勝弥
------	-------

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	大槻 明弘
主査	土田 康裕

以上のとおり報告する。

平成27年 6 月 23 日

大空町議会議長 近藤 哲雄

諸 般 の 報 告

《平成27年5月26日～6月23日》

- 5月26日～27日 平成27年度町村議会議長・副議長研修会（東京都）
- 26日 そらっきーポイントカード会通常総会
- 30日 東藻琴中学校運動会
- 6月 6日 女満別小学校運動会、東藻琴小学校運動会
- 6日～ 7日 札幌地区女満別会「第36回総会」
- 11日 第3回総務厚生常任委員会
第3回産業建設文教常任委員会
第3回総務厚生・第3回産業建設文教合同常任委員会
- 14日 「藻琴山」山開き並びに登山者安全祈願祭
- 17日～18日 第66回北海道町村議会議長会定期総会（札幌市）
- 18日 第2回議会運営委員会
第4回議会広報常任委員会
- 20日 東藻琴幼稚園・保育園運動会
- 22日 大空町社会福祉協議会合併10周年記念植樹祭
オホーツク圏活性化期成会農林水産専門委員会（北見市）
- 23日 平成27年第2回定例会

開会 午前１０時００分

◎開会の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成２７年第２回大空町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、議長において７番 齋藤宏司議員及び８番 松岡克美議員を指名します。

◎日程第２ 議会運営委員会審査報告

◇議 長 日程第２ 議会運営委員会審査報告を行います。

議会運営委員会審査の結果について委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。

議会運営委員会委員長 松岡克美議員。

◇議会運営委員会委員長 おはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

本定例会を開催するに当たり、去る６月１８日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

今定例会では、一般質問が４名、町長から提出されております案件が１０件であります。その内訳は、工事請負契約の締結が２件、条例改正の議案が３件、補正予算が５件であります。議会提出議案も予定をされております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日６月２３日に開会し、６月２４日までの２日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第３ 会期の決定について

◇議 長 日程第３ 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から６月２４日までの２日間にしたいと思います。

◇議 長 御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から6月24日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたします。
大槻事務局長。

◇議会事務局長 ただいまの出席議員は、11名であります。
小島一弘議員から欠席の旨、届け出があります。
本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は、一覧表として配付している
とおりであります。
なお職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願いま
す。
本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。
前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとお
りであります。
議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますの
で、御了承願います。以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4 行政報告を行います。
山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

◇町 長 おはようございます。
平成27年第2回定例会に当たりまして、行政報告を申し上げます。
3月から6月までの間についてでありますけれども、この間につきましては、
年度末、年度初めということもあり、各協議会等の総会などが開かれております
ので、件数が多くなってございます。順次説明を申し上げたいと思います。
3月17日、大空町畜産振興協議会を開催をいたしました。
平成27年度の町の予算と事業について説明し、意見を頂戴したところであり
ます。また、畜産クラスター事業の情報提供などを行ったところでございます。

3月21日、市町村長政策研究会、札幌で開催されたものに参加をいたしました。前回と同様に地方創生について意見交換を行ったわけでありますけれども、今回は特に教育分野における地方創生のあり方ということについて、国の職員から情報提供をいただいたところでございます。

3月23日、大空町商工振興協議会を開催をいたしました。平成27年度予算の概要、また事業について説明し執行段階における留意点などについて意見を頂戴したところであります。

3月25日、北網地域医療再生事業運営委員会が北見市で行われ、出席をいたしました。北見赤十字病院、道立北見病院の各種事業についての説明があったところであります。合わせてこの機会に北海道から地域医療構想の情報提供がなされたところでございます。

3月30日、大空町特別職報酬等審議会を開催いたしました。三役特別職、また非常勤特別職については、現状維持、また議員の方々についても現行どおりという答申内容でありましたけれども、ただし書きが付きまして、一般議員の方々については、議会活性化の観点から、検証が必要ではないかとの意見を頂戴したところでございます。

3月31日、大空町農業再生協議会水田部会を開催をいたしました。交付金の額の確定、主食用米配分方針の決定、合わせて水田フル活用ビジョンの変更などについて協議をいたしました。

4月6日、オホーツク圏活性化期成会要請活動を北見市で行いました。このたびの要請活動は、自由民主党二階総務会長が来管された折を捉えて行われたものでございます。地域医療の確保、T P P問題に対する慎重な対応、農業農村整備事業、高規格幹線道路網の拡充などの予算確保、さらには地方空港などの課題について解決を要請したところでございます。

4月16日、公立高等学校配置計画地域検討協議会が網走市で開催をされ、出席をいたしました。北海道教育委員会に対しまして、情報の提供と具体的な対応策の指導をお願いをしたところでございます。

4月18日は、札幌大空東藻琴ふるさとのつどい、ふるさと会が開催をされました。35名の出席でございました。

4月23日から24日、本州方面で女満別空港整備利用促進協議会として、航空会社への要請活動を行ったところであります。今回は、ジェットスタージャパン、バニラエア、フジドリームエアラインズ、ジェイエアーなどに対して、各路線の維持、また、就航を要請したところでございます。

4月27日、大空町交通安全・社会を明るくする運動実行委員会を開催いたしました。今年の大会を7月1日と決定し、事業内容、予算などについて審議をいただいたところであります。今年度については、北海道警察のカラーガード隊員

の出演が可能となったという報告をいたしたところであります。

4月28日、大空町交通安全防犯推進委員会総会を開催いたしました。平成27年度の活動では不審者対策、防犯対策の強化に力を入れていくことを確認したところでございます。

4月30日、大空町家畜伝染病防疫対策協議会総会を開催いたしました。決算予算のほか、事業計画などについて決定をいただいたところであります。合わせて伝染病の発生状況や防疫対策について説明をさせていただきました。

同日、大空町農業再生協議会総会も開催をいたしております。決算予算、事業計画の承認決定をいただき、さらに規約の改正、構成員の変更などについて承認をいただきました。

5月11日は、オホーツク圏活性化期成会役員会が北見市で開催をされました。5月22日に開催予定でありました総会の議案の内容について審議をいたしたところであります。

5月13日、大空町国民健康保険運営協議会を開催いたしました。限度額につきましては、医療、介護、後期分とも引き上げ、全体で4万円のアップ、さらに、税率につきましては、医療分は据置、介護、後期分については、若干引き下げという内容の答申をいただいたところであります。

5月14日は、オホーツク町村会役員会、さらには臨時総会が網走市で開催をされました。役員会では総会議案について審議をいたしました。総会においては、役員の改選、委員会構成を決定したところでございます。

同日、北海道国民健康保険団体連合会オホーツク地方支部定期総会も開催をされました。平成26年の決算の承認、平成27年事業計画、予算などの審議をし決定をしたところでございます。

5月15日は、農業農村整備事業意見交換会が北見市で開催をされ、出席をいたしました。平成26年の補正予算が極めて少なかった、実質的な平成27年の予算が大幅に削減となったことから、事業実施の対応と要請活動について意見交換を行ったところでございます。

5月19日には、オホーツク東部農業水利管理協議会を開催いたしました。平成26年度の決算、平成27年度の予算の承認決定をいたしたところであります。合わせて、美幌町との間の事務の進め方などについて両町で確認を行いました。

5月22日、女満別空港整備・利用促進協議会総会を網走市で開催をいたしました。決算予算、事業計画について承認をいただき、また、決定をいただいたところあります。この中で、中部線の低迷状況、特に4月にあつては、搭乗率が24%台ということに対する対応が必要ではないか、そのような意見をいただいたところでございます。

同日、オホーツク圏活性化期成会の総会が同じ会場で開催をされました。平成

27年度の事業計画を決定し、役員改選を行いました。会長には桜田北見市長が再任されたところであります。

さらに同日、オホーツク地域連携会議が同じ会場で開催をされております。こちらにつきましては、オホーツク総合振興局の独自施策の説明、さらに北海道総合開発計画についての説明をいただいたところであります。

5月26日につきましては、札幌市で三つの総会が行われております。一つ目は、北海道道路整備促進協会通常総会、二つ目は北海道治水・砂防・海岸事業促進同盟通常総会、三つ目は、北海道災害復旧促進協会通常総会でございます。いずれも会に先立ちまして、国、北海道から平成27年度予算などの概要について説明を受けました。さらに、平成27年度の活動方針を決定し、役員改選を行っております。災害復旧促進協会にあっては、防災という文字を含めた会の名称変更について検討していきたい、こういう内容が報告されたところであります。

5月28日には、北海道町村立高等学校自治体連絡協議会全体会議が札幌市で開催をされ、出席をいたしました。北海道の独自施策であります地域づくり総合交付金の見直し要請に当たっては、地方創生の視点を取り入れて欲しい、そういう要請活動をしていこうではないかということを確認いたしました。

合せて同日、北海道電子自治体共同運営協議会定時総会も開催をされております。平成26年度の決算、平成27年度の予算を承認決定いたしております。合わせて、マイナンバー制度の導入に伴うこの電子自治体協議会のあり方などについて説明があったところであります。

さらに同日、北海道町村会定期総会が開催されております。活動方針を決定するとともに、役員改選を行いました。今回、会長が替わられまして、会長には新しく棚野白糠町長を選出したところでございます。

6月1日は、オホーツク町村会行財政特別委員会が湧別町で開催をされ、出席をいたしております。平成28年度採用職員の試験方法、さらには行政視察のあり方などについて検討をいたしたところであります。

6月3日、大空町青少年問題協議会におきまして、いじめ問題における歴史的な経過などについて、スライドで説明をさせていただくとともに、不審者対策、子ども110番の見直しなどについて議論をいただきました。

6月5日は、オホーツク町村会臨時総会が網走市で開催をされております。平成26年度決算についての承認、また先ほど行財政特別検討委員会で行いました平成28年採用職員の試験のあり方について決定をしたところであります。さらに、この機会をとらえまして、地方創生に向けた取り組みについて北海道銀行などの金融機関の説明を受け、意見交換を行ったところでございます。

6月8日、三町農業推進協議会総会が美幌町で開かれました。平成26年度の決算、平成27年度事業計画を承認決定をいただくとともに、普及センターから

三町の活動実績、また、作柄の状況の説明を受けたところでございます。

同じく6月8日、大空町地域包括支援センター運営協議会を開催いたしましたところであります。平成26年度の活動実績、平成27年度活動計画などについて、説明を申し上げ、了解をいただきました。

6月9日は、オホーツク圏活性化期成会重点項目中央要望ということで上京をいたしました。平成27年度、実質的な予算の削減が見られました農業農村整備事業、また、進捗の遅い高規格道路網等の整備に係る予算確保について、各省庁、国会議員に対して要請活動をしてまいったところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5 一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

5番 品田好博議員。

◇品田議員 平成27年の第2回大空町町議会定例会において、一般質問をさせていただきます。順次、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1番目です。エキノコックス症感染予防対策は、必要ないだろうか。

この質問は、ある住民からの政策提案がきっかけであります。この方は、自宅の庭にキツネが頻繁に立ち寄ることにより考え、調べ出したものと思います。

問題提起はこうであります。エキノコックス寄生虫を持っているエゾヤチネズミを捕食することによって、キタキツネが感染することがわかっております。その糞が大気中に飛散され、人体に入ることにより、感染してしまう恐ろしい病気であります。

そこでお聞きをしたいのですが、当町の感染者がどのくらいおられるのか。特定健診の助成による受診率は、どの程度なのか。キツネのエキノコックス感染率は40%程度と言われております。手立てを講じなければならないと考えますが、どのように考えておられるか。

小清水町や根室市等の駆虫薬散布の取り組み方を見て、当町において取り組む姿勢が必要ではないかと思えます。町長の考え方をお聞かせください。

2番目の質問でございます。

我が町の観光力、観光町度はどの程度なのか、観光力を延ばす手だてはあるのでしょうか。

日本政策投資銀行北海道支店で公表された観光力、観光町度についてお聞きしたいと思います。それによりますと、観光力とは、訪れた観光客を日帰り客、日本人宿泊客、外国人宿泊客に3区分し、それぞれの平均的な観光消費額、単価を

もとにはじき出したポイントを算出するものであります。

観光町度は、それを人口で割って、指標とするものであります。我が町の観光力指数は、191ポイント、道内52位、観光町度は24.4ポイント、となっており、39位ということであります。道内30位までが新聞等で公表されましたが、管内においては、観光力で北見は、大きく伸ばし、網走を抜いて10年前に比べ、ポイントを伸ばしたということがございます。北見市が766ポイント、14位、網走が689ポイント、15位でございます。前回は、網走が894ポイント、北見市は447ポイントとダブルスコアで網走が先んじておりましたが、このたび大逆転となったことでもあります。

この資料は、その町が観光によって、どのくらい潤っているかの尺度と成り得る指標を提案するものであります。ここから、何を学ぼうとするかは、それぞれの自治体で判断されるものであらうと思いますが、町長は、ここから何を感じ得られたか聞かしてください。平成27年度は、地方創生元年と言われていました。我が町の総合計画は、佳境に入っておりますが、観光計画はどのような位置づけになっておるのでしょうか。この機会に再度、観光計画のあらましをお聞かせ願えればと思います。

国による先の地域住民生活等緊急交付金は、地方への好循環、拡大に向けた緊急経済対策として打ち出されました。消費喚起、生活支援策に対する交付金及び地方版総合戦略の早期策定及び先行自治に対する交付金の二本を柱とした制度が創設され、平成26年度補正予算が成立したところであります。

地方創生先行型には観光振興が大きく謳われているところであります。総合戦略を描く上で、欠かせない重要なパーツとなると考えますが、町長の所見を伺うものであります。

それぞれの地域に合った戦略づくりに取り組むことが望まれておりますが、単に従来の延長線上の施策や、事業を継続するのではなく、創意工夫を凝らし、成果につなげていかなければならないと考えますが、いかがお考えかお聞かせください。

以上、2点にわたり質問をさせていただきました。よろしく御答弁お願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 品田議員からは、2点について一般質問をちょうだいいたしました。

1点目でございます。当町におけるエキノコックス対策等についてでございますが、現在、当町でエキノコックス症の発症を把握している方は、6名でございます。治療中の方が2名、治療を終えられている方が2名、既に亡くなられた方

が2名いらっしゃいます。

ここ10年での発症者は、平成26年の1名でございます。ただし、この数値というものは、国民健康保険加入者の数でございます、その他の社会保険等については、私どもでは十分確認ができていない状況でございます。

また、北海道も市町村別の状況については公表していない状況にありますので、御了解を賜りたいと思います。

町では、毎年小学校3年生と中学校2年生を対象に、町内の医療機関で健診を行っております。さらに住民健診、成人の方々につきましては、5年に1回、集団検診時にこのエキノコックス症について確認をさせていただいております。小学校3年生と中学校2年生の受診率、受診者数でございますが、平成22年度62人、48%、23年度80人、47%、24年度83人、60%、25年度58人、42%、26年度59人、43%となっております。住民健診時の数でございますが、平成20年度423人、平成25年度620人で、この中で、いづれも陽性、エキノコックスと判定された方は出ていない状況でございます。

エキノコックスという名前の寄生虫が主に肝臓に寄生して起こる病気でございますが、幼虫が寄生した野ネズミをキツネが食べ、それが体内で成虫となったキツネや、その糞に直接触ったり、糞に汚染した野菜や果実、山菜または沢水などを口にするると感染の危険があると言われております。人や豚や野ネズミから人に直接感染することはありませんけれども、犬などについては、幼虫が寄生した野ネズミを食べるといふこともあり、感染媒体なることがあると言われております。

感染いたしましても、すぐに自覚症状があらわれるわけではなく、数年から10数年の潜伏期を経て、上腹部の不快感や膨満感があらわれ、肝機能障害に伴なうだるさや黄疸等の症状が現れ、放っておきますと、肺や脳に病巣が転移したり、命に係わることもある大変怖い病気であります。

予防につきましては、卵が口に入らないようにするということが重要でありますので、沢水を飲まない、また人家の周囲にキツネを近づけない、さらに、野山の果実や山菜などを口にする場合は、よく洗う、さらには十分に加熱してから食べるようにするということが予防策になろうかと思います。

対策といたしましては、キツネの駆除を実施をし、数を減らすという方法が1点あるかと思います。さらに、御指摘の駆虫薬を用いた対策というのもあるかと思います。これらは、キツネに接触させることで、体内から寄生虫を排除させ野生キツネのエキノコックス感染率を下げるということによって、人への感染リスクも下げるということが実証されているものであります。この駆虫薬を用いた対策は道内では、羊蹄山麓の8町村、さらには小清水町、根室市、小樽市などで実施をしているというふうにとめております。

これらの地域におきましては、調査、情報収集をしたり、散布方法の検討を行

ったり、さらには被散布地の選定をする、費用負担のあり方、さらに実施体制と住民の方々の理解の構築、そしてキツネの感染率調査などを検討し、取り組んでいるようでございます。また、効果を上げるためには、近隣の市町とも連携を図るということが重要になってくるであろうと思っております。

これらを踏まえて、本町でも実施する場合の方法などについて検討してみたいと、そのように思っておりますので、今後も御指導いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

次に、観光についてでございます。

本年４月に公表された北海道市町村観光力ランキングであります。これは自分たちの町が観光によってどれくらい潤っているのかの尺度と成り得る指標を政策投資銀行北海道支店がランキングという形で提案したものでございます。

このランキングは、議員御指摘のとおり観光力というものと観光町度という二つの観点で順位付けされております。本町のランキングは、観光力で５２でありますけれども、ここの３０以内には、札幌市を初めとして人口規模の多い都市でありますとか、大型リゾート地を抱え、長期滞在の外国人客などが多い市町村がランク付けされているように見ております。

また、観光町度につきましては、長期滞在可能な宿泊施設があり、宿泊客に占める外国人観光客が多い、さらには人口に比して観光産業の規模が大きい地域がランキングされているように見ております。

このため、道内では、占冠村、留寿都村、ニセコ町などの大型リゾート施設がある町村がランキングされているように見ていたところであります。こちらのランキング、本町は３９位という状況になっています。

これらを含めて、私なりに思いましたのは、正直申し上げまして、私どもの町、私が感じていたよりもランキングが高いところにあったというのが正直なところでありますけれども、今回は公表されたランキングというものは、一つの側面ということで捉えることができるのかなと思っております。まだこの点について十分分析には至っておりません。

私どもといたしましては、観光というのは一つの市町村だけで完結できる、実現できるものではないというふうに思っておりますので、近隣の市町と連携をとりながら大空町としての役割、そういうものを考えて取り組んでいきたいと思っております。

具体的には、一つには空港利用者を拡大をして、この地域に観光客を呼び寄せるというのが大きな役割であろうと思いますし、さまざまな食が私どもの地域にはありますので、その食を通じた製品の提供、さらには自然体験型のリラクゼーションも提供する、そういうことを旨としながら、観光振興に当たっていければと、そのように考えているところでございます。

観光振興計画の関係につきましては、昨年、一昨年、いずれも第2回の定例会において、同様の御質問をいただきました。

現在、総合計画の策定を進めております。その中の基本構想、基本計画を受け、具現化し、補完するためのハード、ソフト両面からのアクションプログラムのものをあわせて策定をする予定でいるところでございます。

こちらにつきましても、単独の市町村で実現できない部分も出てきようかと思っております。近隣市町村との広域的な連携でありますとか、さらには、観光協会の皆さん、そのほか民間事業者の皆さんとの連携を図りながら、進めてまいりたいと考えているところでございます。

あわせて、昨年、国の方からは、総合戦略を策定すべしというような内容の指導が行われておりまして、町としても、現在総合戦略の策定に向けて進めているところでございます。この中に、基本目標を幾つか掲げなければなりませんけれども、今原案として持っている中には交流人口の増大というものも、この基本目標の一つに掲げたいと考えております。

そういう観点からは、観光というものも、重要なことになってくると考えておりまして、しっかりとした位置付けをしていきたいと考えているところでございますので、こちらにつきましても、さまざまな御意見をちょうだいしたいと、そのように思っております。

以上申し上げまして、1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 御答弁をいただいたところでございます。

町長には、前向きな御答弁をいただいたと、大変うれしく存じておりますし。今日ユーストリームで、御本人が提案されたことに見ているだろうと、感激をしているのではないかと、大変うれしく思います。

私も本当に短い時間でございましたけれども、このような具体的な政策提案を町民の方からいただいたのは、初めてでございまして、本当に当町のことを考えて一生懸命御意見を述べられている方に、本当に胸が熱い想いで一生懸命勉強させていただきました。質問させていただいたところでございます。

この方は、根室に住んでおりまして、今、当町に移住をしてきた方で、根室は北海道の衛生研究所が試験的に散布をしたということでございまして、感染率が3割から1割まで落ちたということを確認したところでございます。根室市はその段階で継続をすることをしませんでした、中止をしていたそうでございます。それが今日調べてみますと、感染率が一気にまた伸びてしまったということで、継続して根室市の自己財源でやるということのニュースが、課長さんの方の手元にも

渡しましたが、縷々詳しく書いております。

大変難しい問題がいっぱいはあると思いますけれども、町長さんのおっしゃったとおり、近隣市町村、広域でやるのが一番よろしいかと思います。しかしながら大変時間かかってしまいまして、どんどんどんどん時期がずれていくという可能性もありますので、衛生研究所が全てのデータを握っておりますので、いろいろな手法はあります、つくり方もあります、費用もどのくらい程度掛るかというものもあるそうでございますので、ぜひ連絡をいただいて協力をさせてくれというふうなレポートも私は当人からいただいております。大変ありがたい話だと思っておりますので、その部署、部署で一生懸命仕事をなさって、その成果が、各自治体に受け入れられれば、衛生研究所の方も大変喜ばしいことだと思いますし、是非やっていただきたいと、私は思っております。

近隣では、小清水町がやっておりますけれども、たまたま竹田津獣医、有名な方でありますけれども、小清水に在住の折、やはり衛生研究所との関係で、自治体にやるべしと進言をしてやっているそうでございます。竹田津先生は今、東川町に移住しておりまして、東川町もこれを実施しております。

そんなことですが、残念ながら、北海道全体では広範な市町村を見ているわけではございません。しかしながら、やはり人命にかかわることでございますし、町長さんがおっしゃったとおり、潜伏期間が大変長いです。この数字だけでは見ておりませんが、決して侮れない数字だな。道内で言えば10年で189名ですが、ということは各市町村1人、10年に1人出現することから、これも統計学的に見ると、何倍を掛けるとなると、ぞっとするような数字になるんじゃないか。こんな感じをしておりますので、ぜひとも取り組みを申し上げ願いまして、町長の英断をもって、やっていただきたいと、3,000ペイトというらしいですけれども、餌をつくるのに、3万円ぐらい掛るということでございますけれども、冷凍保存もできますし、これは人が口にしても、ネズミ殺しめたく影響を与えるわけじゃありません。何も危険がありませんので、やるところからやっていくということでございまして、全部がやらなかったら効かないというのは、大きな間違いだというふうなレポートもここに届いています。

あと最近、自治体のほうで取り組みが進まない中で、動物園や植物園、大学での施設が自ら敷地に撒くことが増えてきているというございます。ちなみに、北大、北大植物園、円山動物園、帯広動物園、道教大釧路校でございます。そういう人の集まる場所でも、実施をしているということでありますので、自治体が急いで取り組まなければならないと思いますし、北海道で1番、そういうことではキタキツネが多いですので、取り組みを急いでやっていただきたい。

町長さんの英断に感謝いたしまして、1番目は、大変ありがたく答弁聞かせて

いただきました。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど実施に当たっての課題といいましょうか、ポイントなどについては触れさせていただきましたけれども、こういったそれぞれの課題などにつきましては、既に取り組んでいる地域において、さまざまな経過といいましょうか、情報があるものと思っております。そういったものも、私どもを活用をさせていただきながら、私どもの町としては、どのような取り組み方ができるかということについて研究もしてみたいと思っております。

また、その中から、やはり継続をして対策を進めていかなければならないというような状況というか、報告もなされているようでありますので、そのことも、旨としていきたいなと思っているところであります。

現在、先ほど言いましたように健診については、福祉課が担当しておりますし、キツネそのものの駆除というところでは、猟友会の皆さんの協力をいただきながら、産業課が所管している部分もあります。ただ、今回のこの駆虫剤の散布というようなことにつきましては、生活環境の面から取り組むことで、感染率の低下対策ということになろうかと思しますので、これは住民の方々の御協力も頂いていかなければならないというようなことから、所管は住民課などになってくるかと思えます。

そういった関連する課というか、総動員でいろいろところから対策を講じてまいりたいとそうように思しますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 町長さんの方から検診率のことも出ておりましたけれども、何分小さい地域でありましてですね、なかなかお受けにならないということでございましたけれども、私もパークゴルフをやっております、キツネの糞などが、ホール中に入っておりまして、触ったとか触らなかったかという話で、大げさななった時に1回血液検査を受けたところございますけれども、身近なことだなと感じております。

しかしながらまだ住民の方の意識がないわけでございますので、この検診率の上げる工夫といいますか、今800円でしたかエキノコックス血液検査、だったかなと思っておりますけれども、そのぐらいであれば、全員が受ける、受けてくれと言っても受けてくれないでしょうけれども、特定健診率がそう高くございませ

んけれども、少なくとも特定検診を受けている方だけにでもとられるような施策があればですね。簡単には無料化が一番よろしいわけですが、その辺のことも考えていただいて、実態に即しながら進めていくという形をやっていくことが大事かなと、その方が、やろうとする意識づけ、動機づけとなるわけでございますけれども、その辺よろしく御考慮いただければと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 一時期、エキノコックスというのが大変社会的にも問題視されて、国民の方々の関心時になった、そういう時代があったかと思えますけれども、一定程度、その対策、対応などが定着をして、最近でいうと、どちらかという話題に上らなくなってきているような気がいたします。

これらのことについて、私どもは、こういう地域で行政活動、また皆さんお住まいでございますので、決して遠いところの問題ではないということについて、普及、啓発もあわせて図ってまいりたいと思っております。

また先ほど申しました小学校3年生、中学校2年生、さらには5年に1度の成人の方の検診につきましては、現在、無料で実施をさせていただいております。

そのほか、御自分が何かの関係で心配であるというようなことから、改めて血液検査などをお願いをするということについては、先ほど言った健診とまた別に特別をお願いをするということから、費用負担が掛るものと思っております。

そういったことなどについても、しっかりと説明をしていながら、皆さんの多くの方々に実施をしていただけるように、これからも進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 2番目の問題に移りたいと思いますが、町長さんもこのレポートをお読みになられて、町長さんの考え方も大変よくわかった次第で、私も決して低くはないなという風な考え方を持ってますけれども、それはもうこの数字の母体であります観光入り込み数から出しておりますので、その辺はもう既に、課長、参事も管内2、3番の入り込み数であるからということは折り込み済みだということなんですけれども、また後は質の向上ということだろうと思うんですね、当然当町は、女満別空港という莫大な財産がありますので、その数字が基本的なベースとして押し上げていることは間違いないわけで、今町長さんがおっしゃったとおり、大型ホテル施設、そういったものが、メジャーなものがありませんから、外国人観光客という宿泊のポイントは小さいです。

町長さんによれば着地型という感じですね、これだけの成果を今上げているわけであります。

例えば、これは10年に1回出しておりまして、2015年にも出しております。そのときはまだ合併をしてませんで、その当時の数字を見ますと、東藻琴は52ポイント、女満別町は110、観光町度は、東藻琴も女満別も人口割でございまして、18.4か18.5だったと、このように記憶しております。それが今191、そして、24.4ということでございまして、このレポートの中には、この10年間の伸び率というページもございます。

それは残念ながら個別の自治体は載っておりませんが、20番までは出ておりまして、今町長さんがおっしゃったとおり、観光町度でトップを取った占冠村が載っております。小さな町ばかりです。占冠村、中札内村、北竜町、歌志内市、剣淵町、留寿都町、倶知安町、三笠市、上川町こういうふうな部類でございます。

せめてもこの伸び率で入る可能性が、先ほど町度で39でしたから、かなりあったのでありますけれども、最低の20番の町でありますけれども、それから大分ちょっと離れておりますので、伸び率で若干、伸び悩んでというのが現状かなというふうな感じを持っております。

管内では高いですけども、伸び率的に言うと、あと一歩だなあ、そこで、私の言っている観光振興計画をしっかり持って、その数値の目指すところとか意図するところを考えながらやっていく、補完をするものは補完していくという形をとって計画にまとめていければというふうな考え方が私の中に、根底にはございます。

例えば、町長も知っていると思いますけれども、この間、議運で議会報告会の後、女満別空港の場所がわからない、不案内だということで看板がないという指摘が東藻琴の住民の方からありまして、委員長初め委員が車に乗って見てきました。なるほど無かったということで、これは行政にということでありますので、上がっていると思いますけれども、そういった類のもの。もうひとつそのときに私気がつきましたけれども、新しい看板が立っておりましてけれども、その中で、あらっと思いました。映画ロケ地こういうふうな表示です。私はそれを追いかけて行きました。私もどういうふうになっているのかな、もしか私のような観光客がいたら、がっくりきたんじゃないかな。多言語化の前の仕事だと思うんです。あれを真剣に探して行った人は何を言わんとしているのかわからなくなってしまうのかと。

そこら辺のことを本当に整理してやっていただきたい。看板が先だ、多言語化が先じゃない。目的地の内容が大事なんだろうなと。そこにどうしても行かせるために、方法を分かりやすくするとか、多言語化とか、というようなことがポス

ター化とかパンフレット化とか出てくるわけで、その本体がなければ、それは呼び寄せようもないし、失望あおるだけだなというふうな感じ方も持っております。

ですから、しっかりと我が町の特質、特性、従来あるもの、また後付けでも、女満別を、大空町を訴えるための事象、それを利用して上乘せ効果でもっていく、ベースメントは、あくまでも農村景観、この間も町長さんおっしゃいましたけど、何回も定例会で質問させていただきました。うちの町の観光の分析、もうわかっているはずだと思います。何が足りないか。でも造れないものは自然景観です。俺も造るわけにいきません。とんでもないことができるわけでありません。

今の自然の美しさだけでは、人を呼び出せないことはわかります。そうしたらどういった施設がいいのか。どの辺、どの費用をかけてやったらいいのか。それは最初からやっていて、少しずつ、やっぱりやらざるを得ないと思うのです。

一気に10億円、20億円だ、そんなことができようありません。小さなものからこつこつとやって行く、東藻琴の芝桜のような地道な努力を積み重ねて上昇気流に乗っていく考え方、網走が北見に抜かれたのは、このレポートに書いてありますけれども、私も話しました山の水族館です。あれが一気に押し上げた結果だと、このように書いてあります。あれも長い間掛ってやってきたもんだと思います。一気にできるものではありません。

でも我々はもう20年も観光、観光と、30年もやってきたと思います。そのスタートがもしかそういうものだったら、今、完了形に近いものができたんだらうなと思いますので、そのまず意思決定をするスタンスに立ってもらいたい、やるのだというスタンスに立ってもらいたい。明日、実できるものはございません。成功するものではありません。だけどやるぞという気構えをもって計画を立てていく、それが私は、大事だろうなという気がいたします。

私もこれ以上、何回も観光について申し上げることは、もうないだろうと思いますけれども、24日に総合戦略の御報告もありますけれども、そこにどのように載っているか。楽しみでありますけれども、見たいと思います。スタンスを見たいと思います。町長の考え方があれば聞かせてください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 観光力、観光町度こういったものが指標として、表わされております。

いろんな指標があらうかと思っておりますけれども、その都度、先ほど39位、52位ということがありましたけれども、そのことで、一喜一憂するというよりは、先ほど議員が御指摘のとおり、その伸び率といいましょうか、過去から見て、それが各指数の順位というよりは、指数が上がってきているのかどうなのかとそういう経年の変化、そういったものを注視して取り組みにつなげていくということ

が大切なだろうと、そのように受けとめております。

また、従来、町といたしましては、その観光振興計画というようなところのものは、持ち得てまいりませんでした。

あるのは、総合計画というもののだけで、運営をしてきたことになっておりますけれども、結果的にその都度その都度その時代のニーズにと、こういう思いはあったのかとは思いますが、結果として一つのストーリーというものがなくなってしまうと、場当たりのようになってしまっているというような、御指摘をいただくこともあり、確かにそういった側面が見てとれるのかなと、そのように感じているところであります。

そうならないためにも、今回の総合計画にあわせて、観光分野に関連するところを抜き出して改めて観光振興計画という形で銘打って皆さんの意識を統一すると、その中で、ストーリーのある取り組みを行っていかねばならないものと考えているところでございます。そんな観光振興計画になるように、担当とも打合せをしながら進めてまいりたいと思っております。

また総合戦略について、議会の方々からも御意見をいただくべく、担当の方からは途中経過などについて説明を申し上げ、御意見をいただく機会をちょうだいすることになっておろうかと思っておりますけれども、まだ現段階では具体的な事業の張り付けというところまでは至っていないかと思っております。

先ほど私が申し上げましたとおり、その中の目標項目として、観光というものも交流人口の増大というその項目を立てたいと、その中で、観光というものも大変重要になってくるという、その外枠の考え方について、今回は議会にお諮りをして、その方向性について、間違えていないかどうか御意見をちょうだいしたいという内容になろうかと思っております。

その時々におきまして、議会からも御意見をちょうだいすることといたしておりますので、その中で御指導いただきますようお願いを申し上げたいと思っております。

◇議 長 5 番 品田議員。

◇品田議員 私も市街地で商売をしている商業人でございます。

町長さんも、よくお歩きになる方でございますので、今、女満別の市街地がどのような現況にあるか、もう肌で感じておられると思います。もう今や消費流出、調べる必要もない歴然とした現実だけが目の前にございます。大変、市街地で商売やっている者としては、本当に胸の苦しくなる日々でございます。これも時代の流れかなというふうな感じ方は持っています。ただしやはり、うちの町はなくなりはしません。

交流人口は、増えて行って欲しいなと思います。観光客の人が1人でも多くこの町に滞在していただければ、それがまた勇気を奮い立たして、商売で市街地を潤そうとする人間も増えていくだろうなと、私も昭和52年に女満別に帰って来て、その思いでやりました。火の中に飛び込むような気持ちで借金を重ねてきました。66歳になりました。嘘みたいな過去です。

でも未来はもう商業人として無くなるかのような感じでございます。ひとつその辺のことを考えて、全体の活性力、それは何から得るべきか、ぜひこの観光という手だての中で、考えていくということが今一番必要でないのかなと、市街地の創生と再生ということを考えてみましても、そう思うわけでございますけれども、町長の考え方、最後に聞いて終わりたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私どものような地域の中で商業活動をされていくということは、この時代の中、流れの中では大変厳しいものがあると、そのように私も認識をしてございます。まして、私どもの町の人口規模、その消費力だけを持ってこの地域に投下をいただくということであれば、さらに大変ではないかと、そんな中でよその町からよその地域から私どもの地域に訪れていただく方がこの地域で消費活動をしていただくということが大切になってくるのではないかと考えております。

そんな中で、交流人口が昼夜間人口とか、いろいろな物の見方、人口の捉え方がありますけれども、そういった方々を増やして地域の購買力に結びつける、日本全体でいいますと、日本国民の数が減少している中で、海外からのインバウンドのお客様を含めて、日本の消費力というものを高めていこうという考え方を持っているのと同じように、縮小版ということになるかと思いますが、大勢の方々が、この地域を訪れる機会を増やして、そしてそれを滞在に結びつける、そのことと合わせて、地域の消費活動に結びつけるという側面がなければならないものと思います。

先ほど言いました観光振興計画は、単にその入り込み客数を表面上ふやすということだけではなくて、議員が先ほど質の向上と言われたかと思います。お一人来ていただいた方が何日滞在してくれるか、何時間余計に滞在をしてくれるか、いくらかはこの地域で消費活動を行ってくれるか、というところも高めていかなければならないものだ、そのように思っております。

そういう意識を持った中で、観光振興計画の策定に当たってまいりたいとそのように思っておりますし、今回の総合戦略の策定に当たっては、国は思い切った取り組みが必要と言われております。

従来、いろいろ取り組んできていた側面もありますけれども、そこの域を超え

るような、新しい発想を持ちながら総合戦略の分野においては、検討していかなければならないのではないかと考えております。

また、こちらについては十分考え方がまとまっているわけではありませんので、何かご提案などもあれば、是非、御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 一生懸命組取り組んでいただければ、議員としても、大変ありがたいと考えております。

国土交通省も2020年までに2,000万人という外国旅行者を計画しておりましたけれども、思うように進んでおまして、多分目標を上げる、3,000万人程度に上げるというニュースも出ております。また、全国を7ブロックに分けて新しいルートづくりというものを発表するそうでございますけれども、その中で、北海道が1番で丸を囲んでおりましたけれども、道央から道東まで帯広空港と女満別空港ということなんでしょうけれども、そのエリアをなぜか1番に挙げてですね、その辺の詳しい事情わかりませんが、これからルート開発ができるというふうな考え方なんでしょう。

国土交通省から見れば、そういったこともありますので、是非、この地域の機運を逃さず、計画値を煮詰めていただければと思います。ひとつよろしく願いをいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 全国的なインバウンドの外国人観光客の方々の受け入れの目標数値というものもあります。あわせて北海道でもたくさんの外国の方々に来ていただきたいと、ただ、現状、空港の状況などを見ておきますと、どちらかというと、新千歳空港一極集中型ということでありまして、新幹線の開業などといっても、道南地域にそういったお客様が多く訪れる可能性がある。北海道の中でも、東西格差というもの生まれつつあるのではないかと、そういうことで、道東と道北の地域の方々、私どもも含めて、大変な心配をしております。

そんな中で、もう少し頑張っていかなければならない、そんなための周遊ルートというものは広域で、やはり考えていくべきだと、魅力あるさまざまな景観、食材、体験、そういったものは道東地域に数多くあると、それを上手に発信をして、とりわけ北海道らしいこの道東、道北地域に大勢の皆さん方に来ていただくように、取り組んでいかなければならないと、冒頭の関係といいましょうか、観

光というのは一つの市町村では完結はなかなかできないということを申し上げました。

そんなことから、総合戦略にどのように反映させていくかという中にあって、昨日も網走市、斜里町、小清水町、清里町、私どもの町と、とりあえず五つの町と市でもって、広域ルートづくり、また広域の取り組みというものを考えていこうではないかと、それを総合戦略の中にも、載せていきたいということでの取り組みもスタートしたところであります。

そういった中で、大勢の皆さんに訪れていただく、またそれが先ほど言った地域の消費構造などにつながるというところを目指して取り組んでまいりたいと、そのように考えております。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 これにて品田好博議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時17分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
大槻議会事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。
先ほど深川昇議員より早退する旨の届け出がありました。
ただいまの出席議員は10名であります。
以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。
日程第5 一般質問を続けます。
次に2番 田中裕之議員の一般質問を許します。

◇田中議員 皆さん、こんにちは。
私は、今回この10月から通知が開始されますマイナンバー制度について質問いたします。
マイナンバー制度とは、住民票を有する全ての方に、1人一つの番号を付し、社会保障、税、災害対策の分野で複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情

報であることを確認するために活用されるものでありまして、本年の１０月以降、各市町村から１２桁のマイナンバーの周知が始まり、平成２８年１月以降、年金、医療保険、税の手続などで使用が開始され、行政機関や医療保険者、勤務先などに提供することになるものであります。

また、平成２９年１月から国の機関、７月から地方公共団体の間の情報連携が始まると、申請時の添付書類の省略など国民の負担軽減、利便性が向上するというものであります。

しかしながら、この制度の中身については、未だにほとんどが知らされず、通知カードのほかにも個人番号カードの交付を受けることができたり、その他にも民間利用者におけるマイナンバーの取り扱いやマイナポータルに関する情報など、ほとんど知られていないのではないかと懸念するところであります。

そこで、まず最初に、番号の利用開始までの限られた時間の中で、町民の皆様にはどのように、このマイナンバー制度の周知をしていくのかお伺いしたいと思います。

次に、この制度につきましては、災害時の活用、所得の把握の精度の向上による税の公平化、きめ細かな社会保障給付の実現、行政手続の簡素化などが期待されるところでありますが、その反面、情報の流失や不正利用などといった問題が懸念されるところでもあります。

そこで、個人情報の保護といった関連からセキュリティーの問題において、どのように対応されているのかをお伺いしたいと思います。

最後に、この制度を導入するに当たりましては、本町でも多額の予算が計上されており、システム改修や条例の見直しが必要と思われますが、このような準備はどの程度整っているのかお伺いしたいと思います。

以上について質問させていただきますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 田中議員からは、マイナンバー制度についての一般質問をちょうだいいたしました。

議員が、その内容などについても触れておりましたけれども、私の方からも概要などについて御説明を申し上げたいと思います。

マイナンバー制度は、社会保障や税制度の効率性、透明性を図り、利便性の高い公平・公正な社会の実現を目指すための制度として導入が決定されました。住民票を有する全ての方に、１２桁の番号が付与され、社会保障、税、災害対策の各分野で管理する個人情報を同一人の情報であることとして確認をする、そのよ

うなところで活用されるわけであります。

この制度が導入されますと、より正確な所得把握ができ、社会保障の給付や税負担の公平化が図られるということ、また、社会保障等の手続において、住民票や所得証明書等の添付書類が不要となり、簡素化や行政の事務の効率化が図られるということでございます。

町民の皆さん方への周知ですが、まず今年の10月以降に地方公共団体情報システム機構というところから、個人番号の通知カードというものが送付をされます。しかしこのカードが本来の役割を果たすわけではなく、この通知を受け、個人番号カードの発行を受けなければなりません。通知カードというものの送付の後、地方公共団体情報システム機構に対し申請をし、個人番号カードというものが、発行されるわけであります。

運用の開始につきましては、平成29年の1月から国の機関同士の情報連携が開始をされます。6カ月後、29年の7月には、国と地方公共団体との情報連携が開始される予定でございます。

このように制度が段階的に進められていきますので、その前段において、町で言いますと、広報紙や壁新聞、また、ホームページなどに対してわかりやすくお伝えをしたいと、そのように考えております。また、町が実施しておりますふれあいトークなどでも説明をして行きたいと思ひますし、自治会長の皆さん、民生委員の方々などへの説明会というようなものも必要ではないかと考えているところでございます。

心配されておりますセキュリティー対策でございますが、日本年金機構で管理する個人情報流出するという事案が起こっております。国民の間に大きな不安となっていることと思ひます。町ではメールの送受信やホームページの閲覧ができるインターネット通信網というものと、総合行政情報システムとマイナンバー制度で利用する通信網の2系統を利用することになっております。それぞれ現状でできるセキュリティー対策を講じておりますけれども、万全というわけではないと私も認識をしております。大空町でも、もしサイバー攻撃などを受けた場合には、情報が流出する可能性というものはあるものと、そのように思っております。

現在、町では、国の指導によるセキュリティーを講ずるということと合わせて企業が推奨するセキュリティー対策を講ずるということ、さらには、管理する職員の意識付けというものをしっかりとしていくことが、町としての役割だと、そのように認識をしております。

また、情報管理の担当課だけではなく、事務を取り扱う内部の職員、そういうもののところにおけるセキュリティー対策、情報管理のあり方というものに対しても十分注意を払わなければならないものと考えております。

町といたしましては、なかなか自分たちだけで独自のセキュリティー対策を組むということは、難しいわけでありますけれども、管理をするのは人でありますので、そういうところから情報が漏れ出さないような、そういう人的な面での対策というものに力を入れていきたい、そのように考えているところでございます。

また、これは町民の皆様へのお願いとなるわけでありますけれども、個人番号の管理というものについては、行政組織はもちろんでありますけれども、町民の方御自身が管理していただかなければならない面もあろうかと思えます。そういった意味での周知や啓発活動というものも合わせて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

続きまして準備の状況であります。

まずはシステム面のことが一つでございます。住民基本台帳、税務、社会保障関係のシステムの改修がございます。さらには個人番号の管理や各業務システムとの連携を図る総合宛名システムというものがあまして、それらの構築も必要となります。さらに情報を外部に提供する際に必要な情報管理システムの構築というものがあまして、システム面ではこの三つを取り組んでいかなければならないと考えております。

また、関係例規の見直しも必要になってまいりますので、個人情報を取り扱う事務の洗い出しを行い、個人情報保護条例等の改正に向けて、業務委託を現在行っている作業を進めているところであります。

先ほども言いましたシステム面、また例規の面、いずれにおきましても、平成27年度中に完了したいということで、作業を進めているところであります。

今後につきましては、町が独自に利用する事務事業について、検討が必要であり、それに伴うシステム改修や例規の改正というものも検討する必要があるのではないかと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、町民の方々に対して十分な情報提供ができていない、当然、町民の皆さんと一番近くに接する町としての役割もありますけれども、国として、国全体としてのPR活動もしっかりとしてもらわなければならないものと思っておりますので、両面から十分、今後、周知活動を続けて大勢の皆さんに利用していただけるような、そんな制度となるように努めてまいりたいと思っておりますので、今後も折に触れ御指導をいただきたいと思えます。

以上、1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 2番 田中議員。

◇田中議員 今の1つ目の質問の周知のことに関して答弁をいただきましたけれども、関連がありますので、中身について少し質問させていただきたいと思えます。

先ほど町長も言われましたけれども、個人番号カードと通知カードというものがありまして、個人番号カードは申請をしないと、手元に届かないというものがありますけれども、多くの皆さんはもしかすると、個人番号カードが直接届くと思っているということもありますので、個人番号カードと通知カードがどのように違うのかお伺いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まず最初に通知されます通知カードというものにつきましては、紙でできているものでございます。それをもとに、今度は個人番号カードというものの交付を受けたいという方は、今聞いておりますのは、写真を添付いたしまして、先ほど言いました機構の方に申請をするということでございます。そうしますと、ＩＣチップ付きのカードが個人に送られてくるということで、実際に受け取る方については、そのカードの違いというものが実感されるのではないかと思います。その内容につきまして、私が聞いたときには、どちらもカードという呼び方をしておりますけれども、本来であれば、カードと通知書みたいな形で分類がされていた方が混同しなくて済むのではないかなと、私個人としては、そのような印象を受けたところがありますけれども、あくまで今回、国の制度の中では、１回目の通知カードが紙であり、それをもとに発行を申請する個人番号カードというものは、ＩＣチップ入りのカードになるものと、そのように受けとめております。

◇議 長 ２番 田中議員。

◇田中議員 次に、個人番号カードは有効期限があると思うのですがけれども、２０歳未満と２０歳以上で有効期限が違うと思うのですが、その辺のところをお伺いしたい。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 さまざまな身分証明書等のものは、有効期限が付けられているものがほとんどでございます。今回の個人番号カードというものは、通常でいいますと、発行から１０年間で有効ということになりますけれども、発行時に２０歳未満の方は、５年間の有効期限ということとなっております。

そんな中で、さまざまな証明書として、利用いただくということとなっているものでございます。

◇議 長 2番 田中議員。

◇田中議員 この制度が始まりますと、先ほども何度も言っておりますが個人番号カードと通知カード、そして住基カードも今まで使っていたことになりますけれども、この制度が導入されますと、確か通知カードは返納しなければならなくなりますし、個人番号カードを手元に申請して交付していただいた場合は、通知カードは返納しないといけないと思いますが、住基カードについては、どうなるのでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 もう一度ちょっと整理をしてお話を申し上げたいと思います。

10月以降に通知カードという紙ベースのものが送られてきます。それを基に個人番号カードというものの発行を受けたい方は、写真などを添付して個人番号カードの発行申請をして、ICチップ入りのプラスチックのカードを受け取ります。そのときに、前段受け取っておりました通知カードというものの、紙ベースのものは返却をしなければならないということになってございます。また、この制度がスタートする前に、現在住民基本台帳カードというものの発行をしている方もいます。私も持っておりますけれども、なかなかの実際の利用にはそう多く使っているわけでありませんけれども、そういうものを身分証明書代わりに発行を受けている方もいらっしゃると思います。こちらにつきましては、平成28年1月以降、新たに発行するということはいたしませんけれども、現在持っていいらっしゃる住民基本台帳カードは、10年間、発行からスタートして10年間は有効期限がありますので、その期間中にあっては、身分を証明するものとして使うことができるという状況になっているわけでございます。

◇議 長 2番 田中議員。

◇田中議員 次に、各個人番号カードに登載されることになっております公的個人認証サービスの電子証明書というものがあるのですけれども、これは何なのかをお聞きしたいのと、またこれがないとマイナポータルは利用できないということですが、マイナポータルは何なのか合わせてお答えいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私、先ほど今回の個人番号カードというのは、その方の身分証明としての利用というものがあるというふうに申し上げましたけれども、その他、確定申

告の電子申請をする場合に利用できる電子証明書としての機能がこの個人番号カードには付けられておりますので、電子申請の確定申告を行う場合に、この個人番号カードというものが必要となってございます。

また、国におきましては、このカードを発行するに当たって、さまざまなところでその方を特定する利用というものがなされているわけでありますけれども、どのように自分の情報が国の段階で使われているのかというようなことを御自身が確認できる仕組みがございします。それがマイナポータルというところございまして、それらのことにつきましては、自分の所有しているパソコンなどを利用して、そういった情報利用の確認が御自身でできるというものがございします。そういったものにつきましては、平成29年の1月から利用が開始されるという状況になってございます。

◇議 長 2番 田中議員。

◇田中議員 今はマイナポータルのことについて御答弁いただいたんですけども、これはパソコン持っていない方とかも、確かFAXなどで確認ができるっていう話なのですが、その辺はどうなんですか。

◇議 長 藤田総務課長。

◇総務課長 自宅にパソコンをお持ちでない方の御利用の関係でございしますけども、公的機関、役場等で、そういった利用ができる端末機を設置して、そういったような確認をすることができるようになりますし、また、紙ベースで直接申請をしてどういった利用がされているかといったようなことを確認するというような手続が準備されるという状況でございします。

◇議 長 2番 田中議員。

◇田中議員 中身のことは、これで終わりたいと思いますけども、次にセキュリティのことなんですけれども、マイナンバー制度では特定の期間に共通のデータベースを構築して情報をやり取りする一元管理ではなく、各機関に管理した個人情報引き続き当該機関で管理をしてもらい、必要な情報を必要なときにだけやり取りする分散管理を取っているということですが、この際も、各機関から情報の漏えいということも考えられるわけなんですけれども、その点についてはいかがですか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私どものところで管理をする例でもございますけれども、今議員が御指摘のとおり、国の関係機関がそれぞれのところでセキュリティー対策を行うということになるかと思います。

どのようなセキュリティー対策なのか技術的な面については、なかなか承知するということではありませんけれども、私が思いますのは、そういったそのシステム的な機械的なことよりも人が管理するという中にあっては、いかに意識を高めて人を介した漏えいというものが行われないようにするかということが最も大切なことではないかと思っております。

そういったことを考えますと、国が指導しながら、そういうセキュリティー対策を含めて人としての管理のあり方というものについて、しっかりとした方針を示すということが大切ではないかと思うし、もしそういうものが示されないということであれば、私ども町としては、独自に人の管理をする、その情報管理をするあり方ということについての考え方というものをしっかりと持った中で、取り組んでいくことが必要ではないかなと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 2番 田中議員。

◇田中議員 最後になりますけれども、このシステムは、国のシステムが変わるのではないかというシステムでもありますので、町民の皆さんに不安がない制度の導入と制度の導入に伴う効果を最大限に発揮できますようお願いをいたしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 現在、町民の方、国民の方々が最も不安に思っているのは、そういった御自身の情報が不特定多数のところに漏れ、それが悪用されてしまうのではないかということであろうと、そのように思っております。そういった情報に触れることとなる私ども行政機関といたしまして、最大限のセキュリティー対策、考え方を持ちながら取り組んでまいりたいと思っております。

また、こういう制度というものは、今言った不安材料もありますけれども、運用の仕方によっては、国民の方々、町民の方々の利便性の向上にもつながるものと思っております。

現在、国が考えている利用は、もちろんでありますけれども、その他に町といたしまして、さまざまな申請業務を受け付けてございます。そんな中でも、この

制度を活用させていただきながら利用させていただく、そのことによって町民の皆さんの負担が減るような、そんな取り組みも今後考えて取り組んでまいりたいと思っております。

そういった点におきましては、皆様方から広く御意見をちょうだいしなければならないものと思っておりますので、そんなところで、またいろいろ御提示いただきますように、御指導いただきますようお願いを申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

◇議 長 2番 田中議員。

◇田中議員 終わります。

◇議 長 これにて田中裕之議員の一般質問を終了します。

次に、1番 上地史隆議員の一般質問を許します。

◇上地議員 1番 上地史隆でございます。

このたび6月の定例会で質問する機会を与えていただきましたことに心から感謝を申し上げます。以下、通告に従い、質問に移らせていただきますが、他に御登壇される議員の方と重なるところがあるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。それでは、質問をさせていただきます。

まず一つ目の質問ですが、高齢者の方の交通事故増加についてです。

皆様も新聞やテレビなどで、最近よく聞かれる言葉だと思いますが、先月、北海道警察より驚きのデータが発表されました。高齢者が当事者となる交通事故が増加傾向にある中、2014年の1年間に3回以上、人身、物損事故を起こした65歳以上の高齢ドライバーが346人に上ることが北海道警察のまとめでわかりました。大半は軽微な物損事故のため、運転免許停止などの処分には至ってはいないものの、北海道警察は認知機能の低下が原因で、いずれ大きな事故を起こすおそれがあると懸念しています。訪問指導に乗り出し、免許の自主返納などを進めるが、応じるドライバーは少ないのが現状だとのこと。

北海道警察によると、統計は65歳以上のドライバーが係わった事故を分析するため、2014年からとり始め、2014年の1年間で、物損、人身事故を3回起こした人は300人、4回は36人、5回は8人に上り、6、7回もそれぞれ1人おり、前方不注意や運転操作の誤りで他の車に追突したり、電柱などに衝突する軽微な物損事故が大半だとのこと、現状では75歳以上の高齢者は、免許更新の際に、認知機能検査を受け、医師の診断書を求められる場合もありますが、ある警察署の幹部は小さな物損事故では免停にならず、認知機能の低下について

判断される機会がないまま運転し続けている高齢者が多いと指摘しています。

北海道警察は自宅を訪問して直接指導し、場合によっては、免許の自主返納を進めていますが、応ずる人は少なく、訪問した署員に関係ないだろうと、怒り出す人もいるとのこと。

大空町にも少なからず、同じような問題を抱えている方や、その周りで悩んでいらっしゃる御家族もおられると思います。

町としては、この問題について、どのようにお考えかお聞かせいただきたいと思っています。

続いて、二つ目の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問の都市圏の高齢者の移住についてですが、民間研究機関の日本創生会議が東京圏の高齢者が今後急増する対策として、医療、介護施設に余力のあるとする地方の移住について、4日に提言しました。提言では、2025年までの10年で東京圏、東京、埼玉、千葉、神奈川の75歳以上が175万人増え、介護施設の不足が深刻化するほか、医療や介護の人材を補うため、地方から東京圏の人材流出が加速するおそれがあるとして指摘、対策として、高齢者の地方移住を上げ、候補地は一般的な入院医療に対応できる二次医療圏に分けて検討し、独自の指標で医療と介護に余力があると評価した全国41地域、道内6地域を示しています。

評価の指標は、医療は急病に対応できる医療施設の割合を示す1人当たり急性期医療密度、介護は2040年人口推計と現在の介護施設のベッド数をもとに算出した介護ベット準備率、いずれも7段階評価で北網地域、北見、訓子府、置戸、美幌、津別、網走、斜里、清里、小清水、大空は医療が6、介護が3の評価だったが、介護施設を整備すれば、移住の適地になりうる準地域とされました。

提言に対して、北網地域の中心都市である北見市関係者は、一様に戸惑いを見せ、市の地域医療対策室は、北網地域の医師数は全国平均を下回っているなど、医療に余力があるという評価に違和感があると創生会議の指標を問題視しており、移住による後期高齢者の増加は、医療費や介護費の増大につながる可能性があることから、受け入れ地域の財政的な負担がどうなるかわからず、地方のメリットが見えにくいと困惑しています。

介護を担当する市保健福祉部も市内には特別養護老人ホームの入居待機者がいるのが現状であり、介護施設の整備が容易なものではなく、今後、提言の内容を精査したいと話しております。

大空町も北見市と同じ北網地域の町として、この提言の準地域として移住地域に挙げられましたが、このことについて、どのようにお考えがあるのかお聞かせいただきたいと思っています。

続いて、三つ目の質問に移らせていただきます。

三つ目の鳥獣被害についてですが、５月２９日に有害鳥獣の捕獲を強化する改正鳥獣保護法が施行されました。鳥獣が増え過ぎたり、生息範囲を広げたりするのを防ぐため、都道府県が鳥獣保護管理事業計画を策定し、適正な個体数に減らすため捕獲に力を入れるが、高齢化に伴って、狩猟者が足りない状況にあることから、捕獲の専門業者を認定する制度を創設されました。これまで鳥獣保護の観点から対策に取り組んできたが、農林被害の深刻化や、狩猟者不足を踏まえて、法改正し、都道府県が管理計画を策定することを規定、一定の捕獲技能を持つ企業団体を専門の捕獲事業者として知事が認定できる制度も新たに設けました。

網や罠を使う猟の免許を取得できる年齢についても、２０歳から１８歳に引き下げ、知事が許可した場合に、住宅地での麻醉銃使用を認めるほか、一定の条件のもとで安全を確保できる場合に限って夜間の猟銃使用も認めました。

大空町も農業被害は深刻であり、人身に係わるような熊の出没も増加してきております。他の自治体のように、猟友会会員の高齢化と減少が続いていけば、鳥獣を駆除することが難しくなると思いますが、このことについて、町の現状はどうなのか、お答えいただきたいと思います。

以上で、最初の質問を終了いたしますので、町長よりお答えを聞かせいただきますようお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 上地議員からは、３点について一般質問をちょうだいいたしました。

まず１点目の高齢者の交通事故の増加に対する考え方でございます。

北海道の交通事故は、平成２６年、件数が１万２，２７４件、死亡者は１６９人、負傷者は１万４，５７１人で行われました。そのうち、６５歳以上の方は、件数で２，９０６件、２４％、死亡者数は７５人、４４％、負傷者は１，８８３人、１３％を占めてございます。

大空町では、平成２６年事故件数は８件、負傷者は８人、６５歳以上の方の事故は３件で、比率といたしましては、３８％、負傷者も３人で行いますので、こちら、比率としては３８％でございます。

この数値を持って直ちに高齢者の交通事故割合が高いかどうかということについては、分析も必要かと考えますけれども、私の父親も８８歳、昨年まで運転をしておりまして、多くの皆さんに御心配や御迷惑をおかけしておりました。高齢者の方々の交通安全対策というものが、社会的な課題となっている現状については、間違いないこととそのように受けとめております。

議員の御指摘のとおり、公安委員会では７５歳以上の免許所有者に対しまして、免許更新時に記憶力や判断力、さらには医師による認知機能検査を義務付けてお

ります。さらに違反をした時には認知機能検査を実施することが追加されております。認知症と医師が判断した場合については、免許の取り消し、停止になるなど、事故防止の対策というものが強化をされておりますけれども、それにいたしますても、先ほどの新聞記事でございます。

5月6日の北海道新聞の記事によりますと、道内の昨年の交通事故では3回以上事故を起こした方、65歳以上の高齢者が346人いらっしゃった、しかし、その中で、免許自主返納した方は23人という状況でございます。これは、日常生活に車が欠かせないという北海道の地域事情というものも影響していることが想定されるわけであります。

町といたしましては、交通安全防犯推進委員会、また交通安全協会の皆さん、交通指導員など、関係の皆さんとともに、交通安全運動を進めております。具体的には、高齢者の方に対して、ことぶき老人クラブ、高齢者大学などの方々に対しまして、交通安全協会の皆さんが夜光反射材の配布を行なっておりますし、オホーツク自動車学校では、高齢者の冬道安全運転講習会の開催などもしてくださっております。また、交通安全推進による地域高齢者クラブでの講話でありますとか、交通安全普及のためのDVDの鑑賞会を実施したり、安全のしおりなどを配付させていただく、そのような、啓発活動には努めております。

今年につきましては、交通安全協会の皆さん、大空町10年ということで、そらっきーをデザインしたストラップ型の夜行反射材などについて、配付をするということで聞いてございます。

町といたしましては、高齢者の方々が、こういった運転免許を自主返納しても、困らないように、できるだけ移動手段というものを多様に確保していくということを考えて福祉タクシー、さらにはスクールバスの混乗、患者輸送バス、さらに最近では外出支援タクシーなどの試験運行などもさせていただいた中で、環境を整えているという状況でございます。

次に、都市圏の方々の高齢者の移住についてでございます。

現段階では新聞等の報道でありますとか、日本創生会議のホームページで公開されているという情報の範囲でしか持ち得ておりませんので、それらをもとに、今のといいましょうか、私の考え方などについて、お話を申し上げたいと思います。

6月4日に日本創生会議から東京圏高齢化危機回避戦略というものが発表されたわけであります。今回の提言は、東京都を中心とする1都3県が今後急速に高齢化し、医療、介護の問題が深刻化するおそれが高いということから、移住を考えている方々に対し、医療、介護に一定の余力がある、ある程度の利便性が整った地域に関する情報提供をして、今後の東京圏のあり方について、全国的な視点から議論を促すことを目的として発表されたものであります。

東京圏の高齢者が２０１５年の３９７万人から、１０年後の２０２５年は５７２万人へと増加すると試算しております。現状のまま推移いたしますと、医療不足が生じるとともに、介護施設が十分な収容能力を確保できずに、介護の不足も生じると試算されているわけであります。

解決策といたしまして、東京圏の高齢者の希望に沿った地方への移住実現に向けて取り組む必要があるとしております。生活の利便性がある程度保たれ、入院医療に対応できる医療余力、介護余力があると試算された全国の４１地域を候補地としリストアップして発表しております。北海道においては５圏域が選ばれた中に、準地域として北網地域が選ばれたということでございます。

移住先の候補地の準地域の中に私どもの町も該当するわけでありますけれども、しかし、今回の提言の内容を見ますと生活の利便性を考えると、二次医療圏に属する地方都市が候補となると、そのように定義されておりますので、北網圏域、二次医療圏として指定をされておりますけれども、これは北見市を念頭にしているのではないかと、そのように受けとめております。

町としてどのように考えているのかということでありますけれども、町として高齢者の受け入れに關しての考え方でございますが、今回提言された内容に伴ってどうこうということではなく、従来から、第２の人生を送られる場として大空町に魅力を感じて移住を検討していただけたということであれば、それは定住促進や町の魅力づくりという観点から歓迎をしたいと常々考えておりますし、そういう誘導方策も取っているところであります。

しかしながら、今回のように単に介護施設の入所だけを考慮して、移住するのだとされた場合については、本町では施設の空きのある状態ではありませんし、待機者の方もいらっしゃいます。介護施設の人材確保ということも喫緊の課題となっているという状況もあります。さらに、介護保険料や医療費など町の財政負担というものが一層増加していく可能性もありますので、ここは慎重に考えなければならぬものと思っております。ましてや、国は現在、高齢者の方々に対する老後の過ごし方の中で、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように充実した医療、介護を提供する地域包括ケアシステムというものを推進しているわけであります。私どもの町の福祉政策についても、それと連動して取り組みを進めておりますので、今回の日本創生会議の提言内容と相反するものではないかと思っております。

ですので、今後こういった提言を受けて、国として方針を変更していくのか、また、何らかの形で整合性がとれるのか、さらには、都市と地方の関係をどうしていくのかということなどについて、しっかりとした議論が必要だと考えているところでございます。

次に鳥獣の被害についてでございます。

大空町における有害鳥獣による農業被害については、例年、熊、鹿、きつね、からす、鳩などによる被害が発生しております。平成26年度の統計で見ますと、面積で約80ヘクタール、総額で約4,400万円ほどの被害でございます。ここ数年来、おおよそ5,000万円内外の被害額が報告されておまして、90%以上がエゾシカによる被害となっております。

町では被害を防止するため、猟友会の皆さんの御協力をいただき一斉駆除等に当たっております。

国におきまして、平成24年に鳥獣被害防止特別措置法の一部改正が行われております。市町村が設置する鳥獣被害対策実施隊というものを設置して、その設置に対して支援をするという内容になってございます。

町では、これに基づきまして、防止計画を策定し、この実施隊を組織して駆除活動に取り組んでおります。町が委嘱をする猟友会の皆さん、実施隊ということでもありますけれども、この活動に対する費用や駆除したエゾシカの運搬費の助成などによって、この駆除を支えている状況にございます。

猟友会の会員の皆さんの高齢化についての御心配の御発言もございました。女満別地区、東藻琴地区でそれぞれ活動されておりますけれども、全体で見ますとこの平成27年3月末の会員数が42名、平均年齢が55.1歳、60歳以上の方の割合は43%となっております。オホーツク管内での平均年齢が56.2歳、道内は59.4歳でありますので、そこから見ますと、若干低い数字となっております。

また、会員数につきましては、平成22年48名でしたけれども、現在は42名ということで若干減ってきている状況にございます。

そんな中で、全国的には、狩猟免許所持者等々は年々減少してきていたり、高齢化してきているという状況がありますので、大空町といたしましては、平成23年度から、狩猟免許取得等の支援補助金制度というものを創設いたしました。狩猟免許の取得までに要する経費でありますとか、鉄砲所持の許可に必要な経費に対して、5万円を限度としてではありますけれども、助成をさせていただいております。これまで3名の方がこの助成を受けて、免許の取得等をしている状況にございます。

しかし、まだまだ十分な数ということにはなっていないのではないかという思いもございます。ハンターの方の新規の掘り起こし、また、さまざまな視点から駆除できるそういった人材の育成などに取り組んでいく必要があるのではないかと考えてございます。

今は具体的にこれという案を持ち得ているわけではございませんので、ぜひ議員からも御指導いただきながら、この検討を進めて行くことができればと思っております。よろしくお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

◇議 長 上地史隆議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩します。

再開は午後 1 時とします。

休憩 午後 0 時 0 4 分

再開 午後 1 時 0 0 分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 5 上地史隆議員の一般質問を続けます。

1 番 上地議員。

◇上地議員 1 点目の高齢者の事故増加についてですが、町長より大空町の現状を北海道警察のデータなども含めて、丁寧に御説明いただき有難うございます。

このことについてですが、国は深刻な事態だと思っており、先ほど説明したのですが、現行では 75 歳以上のドライバーは、3 年に一度の免許更新時に認知機能検査を受ける必要があります、認知症のおそれがあると判定された場合も過去 1 年間、信号無視や逆送など認知症状が疑われる違反がなければ、診断を受ける必要はありません。このことについて、認知症の高齢者ドライバーによる事故を防ぐため、国は 75 歳以上の運転免許制度を見直す改正道路交通法を 11 日の衆議院本会議で可決成立されました。

免許更新時に認知症のおそれと判定された場合に、医師診断を義務付け、正式な診断が出れば、免許停止か取消しとなります。公布から 2 年以内に施行されますが、地方などは車がないと買い物や通院なども大変不便になります。免許の返納や取消などが、今後増えた場合には、現在の支援では対応できないと思いますが、新たに交通手段の確保など、高齢者の方の生活を見据えた考えはないのか、お聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 免許を持っている方が自主的に返納するというのは、なかなか大変なことではないかと思っております。御本人もそうでありまして、御家族の方も何がしかの不安を抱えながら、しかし、運転免許証を所有していると、さらに車を所有しているということであれば、好きなときに好きなところに自由に移動できると、そのようなことができますけれども、それ以外の手段でありますと、移動が可能であっても、そういう自由度というものがなくなってしまうということで、なかなか返納に至る方が少ないというのが現状かと思っております。今後、そういう課題を解決するために免許の返納をする方が少しずつ増えてくるのではないかと思っております。

現状、大空町といたしましては、スクールバスの混乗を推奨したり、また、通

院に当たっての患者輸送バスなどの運行も現在行っているところであります。さらに、福祉タクシーなどにつきましては、従来、所得制限もありましたけれどもそれを撤廃し、全ての方に枚数の多寡はありますけれども、福祉タクシーを御利用いただく、さらに、今現在まだ試験的な段階ではありますけれども、遠方にお住まいの方などを対象として、外出支援タクシーなども行わせていただいております。まだこれらについては、十分効果を発揮するということまでは至っておりませんが、制度の浸透には少し時間がかかるのではないかと考えております。そういった中で、地道にこういった活動の周知を繰り返しながら、大勢の方に御利用をいただきたいと思っております。

今現状の中で取り組んでいる状況でございますので、今の段階でこの拡充について取り立てて考えている内容はございませんけれども、今後、返納する方が増えてくるような場合については、そういった方々の御意見などもいただきながら、どのような形であれば、自由度というものが高まっていくのかということなどについて、お聞きをしながら施策に活かしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 1 番 上地議員。

◇上地議員 町長から説明のあった外出支援タクシー事業であります、これは2月より開始され、登録者数は、本年5月12日現在で119名であるとの説明も受けました。利用券の使用状況は、試験等運転期間を3カ月経過した4月末時点で、13.3%にとどまり、予算の執行状況についても、平成27年度予算額の4.2%にとどまっていると、この段階では説明を受けています。試験運行期間終了の6月末までに、利用券を使い切れない方がいることも予想され、11月末までに試験運行期間を延長されましたが、延長期間算出根拠である600枚の発券に対して、未使用枚数が520枚は、現段階では多過ぎると思います。

私はこの事業の他の事業も検討することが大事ではないかと思いますが、そのことについて聞かせいただきたい。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 外出支援タクシーについては、平成26年度に予算をお認めいただきながら、平成27年度にかけて実施をしている内容でございます。私どもの認識といたしましては、一つには、まだまだこういったものの利用の浸透が図られていないということではないかと考えております。

新しく年度が始まりまして、従来の福祉タクシー券を配布するに当たり、その

制度などについてお話を申し上げ、新たに、この外出支援タクシーの交付を受ける方々が増えてきたということでございます。

さらに、私の父親、母親もこの外出支援タクシーの制度を使わせていただいておりますけれども、本当に車が運転できなくなってしまうということを考えると、外へ出ることそのものがなかなか回数が減ってしまうということになっておりまして、外出する目的が限られてきてしまいますので、おのずと利用というものはそう多くないと、そのように思っているところであります。

担当課といたしまして予算を計上するに当たっては、不足を生じてはならぬというようなことから、いろいろなことを考える中で、最大の予算確保を目指しているのが常であります。そんなことから、今回の予算の計上というものは、少し過大ではなかったかと、そのような反省に立っておりますけれども、私どもはせっかくお認めいただいた予算でありますので、その中で、周知期間を含めてPRをさらに深めていきたいということで、延長をしたところでございます。ですので、この制度の内容そのものが、劣っているというようなところについては、今後、拡充をしていかなければならないものと、そのように考えておりますけれども、全く新しい制度として、今持ち得ている案というものについてはございません。

現在としては、外出支援タクシーそのものの制度の拡充というところを御利用の皆さんの御意見をちょうだいしながら進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 1 番 上地議員。

◇上地議員 町長より外出支援タクシー事業については、今後、周知もして利用拡大につなげていくというお考えもお聞きできたので、その点については、重々やっていたきたいと思います。

それでは、二つ目に移ります。

二つ目の都市圏の高齢者の移住についてですが、町長より大空町の現状を丁寧に説明いただきありがとうございました。このことですが、実際、国の動向とかも見据えなければ難しい問題もあると思いますが、財源とかも確保についても明確なこともまだ出ていないと思うので難しいと思いますが、政府はこのことについて、12日に来年度以降の地方創生政策の基本方針のまとめ、まち・ひと・しごと創生会議に示しました。

東京圏の高齢者の地方移住の推進などが柱で、月内に正式決定し、来年度予算の概算要求に反映させると、昨年末に策定した政府の総合戦略を踏まえ重点的に進める事業を整理し、高齢者の地方移住を促す策として、医療、介護サービスを

一体的に提供する日本版ＣＣＲＣの整備を打ち出しました。大都市の高齢者に元気なうちから移り住んでもらい、仕事や生涯学習を通じ、社会参画を支援し、推進の意向を示している道内３１市町村を含む２０２自治体の一部で来年度にモデル事業を行う方針を打ち出しています。

大空町もそのような国の動向をにらみ、何か考えはないのか再度お聞きしたい。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 外出支援タクシーについては、現在は、市街地から遠い地域にお住まいの方が、女満別地域の方々は女満別の市街地まで、東藻琴の方々は東藻琴の市街地まで、その往復に対して助成措置を講じているものでございます。

まだ試験運行期間中でありますけれども、このような意見もありました。女満別の方が「東藻琴の芝桜公園に乗り合わせで行ってみたいんだけど、市街地と違うので使えないんですね」というようなお話もいただきました。また、女満別の方、東藻琴の方がそれぞれ地域をまたいで、例えば女満別の方が東藻琴のお寺に行きたい、そのときにも現状では使えないということになっておりますし、女満別に入院をしている方のところに、東藻琴の方がお見舞いに行きたいと言っても、現状では使えない。そういうところの不備といいましょうか、使い勝手の悪さというものが、現状ではあるのではないかと考えております。

そういったようなことをこの試験運行期間に拾い集めながら、どこまで拡充していけるか、それによって、今回お認めいただいたような予算が有効に使われていくことになるのではないかと考えております。それであれば、免許を返納しても、生活に大きな支障は出ないのではないかと、そう思っただけのような制度にしていかなければならないものと考えておりますので、今回の試験運行期間を通じながら、より大勢の方に周知を図るとともに、内容のあるものに制度を拡充できるように努力をしてまいりたい、そのように思っているところであります。

続きまして、東京圏等からの高齢者の移住でございます。

国が地方創生ということで、平成２６年地方創生という名目の中で、いろいろな政策を打ち出しました。また、補正予算なども出してきておりますけれども、国はそうやって地方に向けて、地方の自由度を高めて自らの発想でいろいろ考えれば応援すると言ってはおりますけれども、蓋を開けると非常に細かな重箱の隅を突いたような話もされているのが現状であります。

そんな中で、高齢者の移住についても必要ではないかというようなことで、平成２８年度に向けた、予算の概算要求の中に盛り込むと言ってはおりますけれども、正直申し上げて、余り期待し過ぎないようにしようと思っております。

従来からも私どもは、子育て世代に限らずさまざまな世代の方々の移住につい

て、取り組んでいるところでございます。移住における住宅の整備もしたり、また、受け入れの団体のバックアップ、サポートする会の支援も行ったり、また、首都圏、関西圏において、移住促進のフェアに参加をしたりということで取り組んできているところがあります。

国が応援してくれるのであれば、それはそれに願ったりかなったりではありますけれども、今までやってまいりましたその移住に対する大空町のスタンス、これは先ほどの品田議員の質問にもあったように、交流人口というものを増やしていく、最終的にはその方々が定住していただければ、さらに有難いという思いを含めて取り組んでいる内容でもございます。

そんな中で、今回の地方創生の目標の中には、こういった移住を進めるということも大きな要素として入ってくると、そのように考えております。

先ほどの答弁の中でも、まだ具体的な事業の形態までについては、確定されておられませんけれども、当然、今回のこの話題も含めて議論をし、施策展開をしていかなければならないものと思っております。どこまでの誘導策というものが講じられるかは、今後の議論を踏まえながら判断をしてまいりたいと思っておりますけれども、いずれにしても、積極的に取り組んでいく姿勢に変わりはありません。

先ほど言いました介護だけのときに来ていただくというのは、いささか疑問を呈しておりますけれども、移住ということ全般に対しては、積極的に取り組んできたつもりでありますし、今後とも取り組んでまいりたいと思っておりますので、そういった中で、新たな施策などありましたら御提案をいただければ有難いと思っております。よろしくお願いいたします。

◇議 長 1 番 上地議員。

◇上地議員 一つ目を通じて二つ目の都市圏の高齢者の移住についても、現状を踏まえながら、国の動向を注視し、積極的に政策に参画する、議会の提案もしていただくよんという言葉もいただいたので、これについては、本当にありがたいなと思ひます。

二つ目の質問はこれで終了したいと思ひのですが、三つ目の質問に行きたいと思ひます。

三つ目の鳥獣被害についてですが、大空町の獵友会の方の現状もお聞きして、道内に比べ平均が若いということもお伺ひしました。平均は55.1歳というもお聞きしまして、比較的道内の59歳に対して若い方なんだなと思ひました。他の市町村に比べても、若いということが町長の説明により現状がわかりました。

実際に大空町は2分の1の助成、各種狩獵免許の取得、講習会費、銃の所持許可、取得にかかる費用とかも2分の1、最大5万円ということですが、そのこと

もあり3名の方が、新たにハンターになったという効果の方もお聞きしました。

このことについてですが、2分の1の助成、道内の他の市町村に比べても高いほうだということも、担当の課から説明もいただきました。ですが、「猟友会のハンターになるには」という日本猟友会のホームページに、簡単な初心者向けの説明ではありますが、狩猟免許の取得に対しての経費がでております。狩猟免許の取得には講習会費用と銃の所持許可取得に掛る費用として、このホームページに記されているものなので多少の誤差はあると思いますが、簡単な合計額で約8万円以上掛ります。2分の1の助成があっても約5万円位は掛ります。それだけではなく、ハンターになるには、別に銃関係の経費も掛ります。

銃に関しては散弾銃、ライフル、空気銃などの種類がありますが、高額なもので、中古で1丁5万円以上、新品については10万円以上がかかるということです。そのほかにガンロッカー3万円、装弾ロッカー1万円など最低限必要なものをそろえるだけでも数十万円位の経費になってしまいます。

今後、大空町もハンターが高齢化し、減少する可能性があるので、若い人がこれらの備品の購入助成などを受け、ハンターになれるような環境を検討する必要があるのではないかと思いますのですが、それについてお聞かせいただきたい。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほどの移住の関係につきましては、国の動向を十分注視しながら情報収集しながら対応していきたいと思います。

また今回の提案といいたしましょうか、御提言のことでいいますと、北網地域という広範囲なところを指定されて移住可能地域だということが示されております。そんな中で、私どもの町のスタンスというところもありますけれども、今後国の動向、さらには日本創生会議の提言内容などを踏まえますと、北網圏域としての対応の仕方というものもあるのではないかと、そういった分野におきましては、各関係市町村と連携をとりながら、進めてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

銃の助成、ハンターを育成するための助成、現在、先ほど言いました関係経費の部分について上限5万円まで助成をするということでございますが、現在、ハンターの方々のお話を聞いておりますと、さまざまな分野で経費が掛かると、まず取得における試験と言いたしましょうか、そういったものを受けていくためのもの、さらには移動に係る交通費、さらには取得をした後であっても、定期的に講習を受けなければならないと、さらに銃の購入、保管、そういったところに掛ってくるということでございます。

どこまでの分野を町として応援するべきか、そのことについて、今後も猟友会

の皆さんなどの御意見も参考とさせていただきながら、判断をしていきたいと、そのように思います。

一方で、単に増額をするということだけではなかなか増えてこない分野でもあるのではないかと、単にハンター数を増やすということが最終目標ではなくて、いかに駆除を円滑に行うかというのが、今回の趣旨でもございますので、ハンターの育成と合わせて、ハンターでなくても有害鳥獣を捕獲できるような、そんな仕組みづくり、そういうものも必要ではないかと考えてございます。

例えば銃を持たないにしても罠を設置するというような方法もあるのではないかと。ただこれについても、資格取得などが必要になってくるということもありますし、罠そのものの費用というものも、掛ります。そういうところの対応ということも合わせて行っていくことが鳥獣による農業被害というものを少なくしていくことにつながるのではないかと、また先ほどエゾシカの被害が最も多いということでありました。町内にはエゾシカを防ぐための柵が張りめぐらされているわけがありますけれども、場所によっては十分機能していないようなところもあるやに聞いてございます。もう少しそういったものの密度を高めるということも必要かと思っておりますし、最近では電牧などのところを利用している、そういうところもあります。そういう中での被害を減らす、そういう側面にも目を向けながら取り組んでまいりたい。

ハンターの育成、確保という側面と、それ以外の充実をもって、鳥獣被害というものを軽減していくように努めてまいりたいと、そのように考えてございますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 1 番 上地議員。

◇上地議員 今後も鳥獣被害が拡大しないように、的確な捕獲能力を維持していけるように、あとは先ほど町長が指摘されたように防護柵など、いろいろな面の問題もあると思いますが、これも注視して、是非、鳥獣被害が拡大しないようにしていただきたいと思います。これで質問終了いたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 予算面などを伴うものについては、内部で十分検討し、改めて御相談をさせていただきたいと、そのように思っております。

また、それ以外、猟友会の皆さんとの関係の中で取り組めるようなものにつきましても、直ちにいろいろな策を講じてまいりたいと、そのようにも思っております。

私どもの町は第一次産業が中心の町でございますので、そういった被害を最小限にとどめるということは、地域の皆さんの所得、まちの元気にもつながっていくことと思いますので、今後も努力をしてまいりたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 これにて上地史隆議員の一般質問を終了します。

次に、6番 松田信行議員の一般質問を許します。

◇松田議員 それでは、平成27年第2回大空町議会定例会において、一般質問通告書にしたがって一般質問を行います。

近年、社会保障制度が大きく変わる中で、医療制度においても抜本的な改正が検討されています。少子高齢化が進む中で、医師の絶対数の不足、また、医師が都市部に集中している現状の中で、特に小児科、産婦人科、麻酔科の医師不足、そして地方においても医師の不足が課題とされています。

また、医療においても厚生労働省によると、医療費は年間40兆円、このままでは年約1兆円を超えるペースで増え、2025年には約54兆円にも膨らむという推定をしています。財務省も医療費を含む社会保障を年5,000億円に抑えようと提案しています。まさに医療改革は待ったなしであります。安易に国民負担を求めれば、医療機関の受診控えなどを招きかねません。また、同時に重症化してしまうのではという心配の報道もされています。

今回、私は、医療計画制度が大きく変わろうとしている現状の中で、住み慣れた地域の中で安心して暮らすためには、地域医療はどうあるべきかの視点に立って質問したいと思います。

大項目、地域医療について伺います。

その中で小項目1点目、昨年の医療計画制度の改正に伴い本年4月より地域医療構想の策定が開始される中で、これのオホーツク医療圏域における影響について伺います。

小項目2点目、大空町の医療機関の状況等、課題及び現状分析について伺います。

小項目3点目、大空町において今後求められる必要な医療提供体制の確保の考え方について伺います。以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 松田議員からは、地域の医療についての御質問をちょうだいいたしました。御答弁を申し上げたいと思います。

地域医療構想というものは、二次医療圏ごとの医療機能の将来の必要量などを北海道が2025年を目標として策定することになってございます。入院、外来、疾患別患者等の見込み数や高度急性期、急性期、回復期、慢性期ごとの入院患者数を算出し、病床稼働率で割り戻して、病床の必要量を推計するなどしております。

北海道における策定の考え方でありまして、北海道全体の計画を決定し、その後、二次医療圏の計画を決定すると聞いております。新聞報道によりますと、病床の地域格差を是正し、医療費の抑制を図るため、北海道では1割から2割程度の病床数の削減が予想されております。けれども北網の医療圏域の推計というところまでは、示されていない状況にございます。

大空町の現状分析、課題等でございます。

平成24年度に、大空町といたしまして、医療計画を策定してございます。平成25年から29年の5カ年間を計画期間とし、一次医療圏としての地域の医療の姿を明確にし、有限な医療資源を効率的に活用しながら、二次医療圏、三次医療圏とのネットワークを図る。その中で包括的医療サービスを適切に提供するという考え方に立ってございます。一次医療圏であります大空町の女満別中央病院を基幹病院と位置づけております。また、二次医療圏にあって、北網地域の中にありましては網走厚生病院、また北見赤十字病院が地域センター病院として位置づけられておりますし、三次医療圏となりますオホーツク管内において北見赤十字病院が地方センター病院に位置づけられているところであります。こういったところとの連携ということが必要になってこようかと思っております。

地域の医療の自給と依存の状況について申し上げたいと思います。平成26年4月から6月までの3カ月間の国民健康保険及び後期高齢者医療保険の加入者の診療状況を見ますと、自給度は31.5%になります。入院の方々は47.5%と約半数近くなっておりますが、外来の方は30.1%となっている状況でございます。また、東藻琴診療所は、平成22年から指定管理者制度を導入してございます。本年4月から地域医療に関心を持っておられる新たな医師をお迎えし、診察を行っている状況であります。女満別中央病院は民間病院でありますけれども、一次医療圏の基幹病院として内科、外科、皮膚科、消化器内科、リハビリテーション科などで診療を行い、町内の入院施設を有する唯一の医療機関となっております。

地域医療構想の中では、病床必要量の推計により、将来この地域、北網の地域は、過剰となるとしております。このため、現在の一般病床や療養型病床について、機能ごとに分類をし削減するよう報告書が出され、これを踏まえて、計画策定が進められることとなっております。しかしながら、私が思いますのは、病床を削減するというためには、予防であるとか、早期発見、早期治療の包括的なケア、

さらには在宅での医療体制が充実されていて、介護面での体制も整備されていると、さらにこの地域における医療従事者がしっかりと確保され、施設が整っている。そういう前提条件が必要となるのではないかと考えております。

現在の大空町の現状からは、病床を減らしていくというのは極めてハードルが高いと、そのように感じざるを得ません。

また、薬局について申し上げたいと思いますが、現在町内には2店舗の薬局がございまして、調剤も行っており、医薬分業という体制そのものは整っている状況でございます。女満別中央病院双心会では、来年の4月から院外処方を具体的に開始するという予定で、町内の薬局に打診をしていると伺っております。現在でも希望する方については、行っているわけでありましてけれども、全般をということで考えているようでございます。

少ないと言われております医療従事者でございますが、医師の数につきましては、平成21年と平成24年を比較したときに1名増員となっておりますけれども、人口10万人対比で見ると、まだまだ医師も看護師も少ない状況にございます。

そのため、昨年の4月から医療、介護従事者就業支援補助金交付要綱というものをつくり、医師また看護師、さらには介護従事者などの確保を目的として運用しておりますけれども、まだ医療面での対象者はいない現状にございます。

さらに救急医療体制であります。女満別中央病院が担ってくれてございます。また、休日の日中は美幌医師会、網走医師会が実施する休日当番医療機関が担ってくださっております。また、今年度からでありますけれども、診療日においては、東藻琴診療所でも救急患者の受け入れをしてくださっております。

さらに、医療現場と現場を結ぶ救急患者輸送体制であります。大空消防署が行っており、救急救命士16名で対応し、さらに、計画的に救急救命士の育成も行っているところでございます。

今後求められる地域の必要な医療体制でございますけれども、現在の医療計画の目標としているところから御説明を申し上げたいと思います。

一次、二次、三次の機能において、効率的な役割分担がまず必要ではないかと考えてございます。その中で予防、早期発見、早期治療に対する包括的な体制の整備というものが必要になるであろうと考えてございます。

具体的には、救急医療体制の充実、療養型病床の確保、医療従事者の確保、医療機器、施設等の整備、在宅医療の推進、医療の情報化、そしてかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局などの推進というものが挙げられると聞いてございます。このためには、女満別中央病院を基幹病院として位置づけ、町が計画する保健医療福祉サービスを担っていただかなければならないものと考えてございます。現在もそのようなことから、町では女満別中央病院に対しまして、町

有地の無償貸付でありますとか財政的な支援を行っているところでございます。

地域医療がしっかりと確保されていなければ、住民の不安につながります。また、身体や経済的な負担も増えるわけでありまして、それらは地域の人口減にもつながると予想されております。ですので、民間病院としての自助努力というものはもちろんでございますけれども、行政機関として地域の医療を守るということは、大切な大きな使命だと考え、それに向かって今後も努力をしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 6 番 松田議員。

◇松田議員 それでは、何点か質問させていただきたいと思います。

まずは地域医療構想のことですけれども、これは、私どもの知り得る中では、法律的には平成30年3月までとあるが、平成28年半ば頃までの策定が望ましいと書いてあります。まさにこれを見ても待ったなしだなと思いつつ、聞いておりましたけれども、これは町長の考え方、ちょっと一致する部分もあるんですけれども、私、この構想の考え方というのは全くもって、医療の削減ありきの制度なのかと、ちょっと危惧するところがあるのです。というのも、うちは先ほど説明の中にありましたように療養型ベット、基幹病院が持っています、これに照らし合わせると、やっぱり先ほども町長が言いましたように、療養型ベットの削減、道内は12%という報道がありました。確かに、私も1番危惧するところは、例えばうちの療養病床ベッドが減らされるとなると、うちの介護施設は満杯で当然待機状態です。その状態の中で老人施設が受け入れるわけがないと思ってますので、在宅といってもまだまだ、うちは町長のおっしゃるとおり体制が整っているかとなるとそうではない。そうなるとうなるのかというと介護難民です。私は、絶対にこれだけは避けなければいけないと思う。

これからこの策定に取りかかる部分については、町長も理解していますけれど、そこは、是非、強く訴えて欲しいと思います。

それで、この計画策定において、各市町村、医療機関というのはどういう関わり方が予想されるのでしょうか。今、現時点ではわかる範疇でお答えください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 議会の冒頭に行政報告をさせていただきました3月25日、北網地域医療再生事業運営委員会が北見市でありました。これは国の補助金を受けながら、二次医療圏であります北網地域の中核センター病院となります北見赤十字病院で

ありますとか、道立北見病院が行うさまざまな事業の内容について、説明を受けるという会議でありましたけれども、その会議の最後の方に北海道から唐突に、この地域医療構想の情報提供があったところでもあります。

その際、私は質問をして「今回の医療再生事業運営委員会と何か関係があるのか」と、こういうふうにお尋ねをして、「どうしてこのタイミングで唐突に地域医療構想の内容などについて説明をしたのか」と、そのことを北海道の職員に聞いたところでもありますけれども、「たまたま北網地域の首長が集まる医療関係の会議があるということで、その場をお借りして情報提供させていただいた」と、「今後、国はこういう考え方を持っているので、北海道全体として、また、二次医療圏として、そういった構想を今後、立てていかなければならない。もっと具体的な内容については、担当者の皆さんにお集まりをいただき、御説明をしていきたい」ということでありましたけれども、その後、町の担当者に確認したところ、そういった会議がまだ開かれている現状にはないというところでもあります。

先ほども言いました北海道がこの医療構想を立てると、北海道全体を立てて、そして各二次医療圏ごとのものを立てていくということでありまして、市町村の関わりといたしましては、市町村の現状がどのようになっているか、また、市町村としてどのように考えるかというところの意見の集約、把握をされるということになるのだらうと思ってございます。

町が主体的にここのところに関わっていくことには、現状としてはなっていませんけれども、ただ、作られた後、私どもとして、しっかりと受けとめられる内容かどうかというのは、非常に大きな関心事でありますので、その策定段階にあっては、市町村長としてしっかりと地域の考え方というものを強く訴えていかなければならないものと、そのように考えているところであります。

◇議 長 6 番 松田議員。

◇松田議員 なかなか現段階では、各市町村に説明がまだまだ具体的に降りていない状況の中、4月から策定に動き出すという建前の中で、3月には、ガイドラインが出ています。厚生労働省のホームページの中には、3月にガイドラインが出されているんです。そういったこともやっぱりきちっと情報のアンテナ出して把握をする必要があるような気がします。

それともう一つ、うちの町は当然策定の中で、今現時点で答弁をいただければいいんですけれども、もし、うちの町はこの策定の段階でできません、無理です。こういう状態になったときには、何かペナルティーというものがあるのでしょうか。知り得ていれば教えていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど上地議員の質問にもありましたけれども、北網地域は、国全体から見ると医療も介護もある程度余力があると、そのように見られているようでございます。そういったものがどこから発生しているかと、昨年から民間病院の入院患者等の状況などについて、報告を北海道に対して行うという制度がスタートしてございます。そういったところの数値がひょっとしたら、母体となって計算されているかもしれません。

これは推測の段階でありますので、現時点でそのペナルティーがあるかないかというようなことについては一切わかっておりません。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 現時点ではわかっていないということなのですが、これについてはやはりこれからも情報のアンテナをしっかりと出して、しっかりと情報把握して、うちの町の状態、そういう意見を徹底していきたいと思います。決して上からの受け身にならないように、さっき町長が答弁で言いました今の実情をしっかりと訴えて欲しいと思います。

それともう一つ、先ほど言いましたけれども、私ちょっと入手したのですが、ここにはガイドラインという言葉が先ほど出しました。こういうこともしっかりとアンテナを広げて情報収集に当たっていただきたいと思います。

それについて何か、答弁があれば。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 最近、国から懇切丁寧に説明がされるという状況にはありません。

国は、ホームページで公表していると、その一言で片づけてまいります。さらに、国の今回の動き、また日本創生会議との動きとも当然連動されているものだと私は感じてございます。そういった中で、情報を収集しながら、しっかりと私どもの町にどのような影響が出るのかという、そのシミュレーション的なものについて、常に行っていくように努力してまいりたいと思います。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 小項目1点目は、以上で終了します。

次に大空町の医療等機関の状況、現状分析についてお伺いします。

これについては大空町の医療計画、この中でちょっと何点か確認させていただきたいと思います。私は、分析というのは非常に大切だと思います。確かにいろいろな医療の部分では、計画の時にいろいろな数字が出ています。ただその数字をどうやって分析するか、これが今後問われるんじゃないか、必要性が出てくるんじゃないか。この分析をしっかりとしないと課題の改善につながらない。そういう意味でただ数字がぼんと出て、そうですかでは、今後の改善にはならないのではないか。そういう視点を持ってちょっとお伺いしたいのですけれども、うちの外来、入院の治療の動向ですけども、率直に聞きます、外来の数字、入院の数字、どのように解釈したらいいんでしょうか。これは多いのでしょうか。まあまあ目標を達成しているのでしょうか、この数字は、どうなんでしょう。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 外来と入院、人口8,000人弱の地域で病院が一つ、診療所が一つということであります。従来から私どもの町には、ここしばらく産婦人科というか子どもを産む、そういう医療機関というものはございません。そんなことから、管内でも結果的には北見市、網走市というところでしか子どもを病院で生む機関がないということであります。

そういったところで生まれたお子さんたち、当然、そこに関係する小児科に掛っていくと、現在、私どもの町で小児科がございませんので、生まれてから、また幼児期などについては、そういう町外の医療機関に掛かることが多くなっているという現状にあります。

さらには、地の利といたしまして、医療機関のある美幌町さらには網走市、北見市に移動いたしましても、1時間以内で到達が可能。さらに、列車があり今バスが運行されているということを考えますと、町外の専門的な医療機関に行って、そこで治療を受けるということが多くなっているのだと、そのように認識をさせていただきます。

また、従来、特に東藻琴地域などでは、網走厚生病院との関係から医師の派遣を休日などについては受けているということもあって、紹介制度の中で、そういった地域の病院にお願いをするということが深く慣例になっておりました。そんなことから、町民の方々も町外の病院、医療機関に掛かるということを不思議に思わないといいいましょか、当然として利用されてきたものと、そのように受けとめております。

ただ、この10年ぐらいになりましてから、特に救急医療などについて、受け入れが、まずは一次医療圏でしていただかなければ、二次医療圏の病院などにつ

いては、もう賄い切れないということが言われ始めて、地元、地元という流れになってきてございます。

ですので、現在多いか少ないかということでありますけれども、私どもの町でいいますと、一次的に掛る外来の方については、先ほど言った30%と、決して高くはないと、私はそのように受けとめております。

ただ、他の病院、医療機関などにおきましては、医療報酬をしっかりと確保するために入院日数などについては、厳格にとり行われているところが多いのだというふうに思いますので、結果的に療養型の病床を持っていたり、地元に近いということになって、入院ということになれば地元に戻ってきて入院をされるという傾向が外来よりは高まっていると、そのように認識をしているところでございます。

ですので、そういう仕組みといたしましうか、そのところを地道に改善していくということも必要ではないかと、そのように思っております。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 今、地元の持ち得る病院を有効にということで、私はここは今後とも問われてくるのだろーと思ひます。今まではやっぱり病気の治療が主体でした。今もそれは変わらない部分もありますけれども、傾向としては、高齢化の進む中で、私はその自分の健康管理、あるいはどうやってリハビリ的な部分、回復に向けるかと、そういった方向の流れの中では、やっぱりかかりつけ医、その必要性が出てくる、そう考えるとやっぱり、一次医療である病院の確保を改めて、今聞いていて必要性を感じたところですけども、受診動向についてはそういうことも含めて、受診率が上がるように期待したいところです。

2番目に、救急医療のことについてちょっとお伺ひしたいのですが、昨今医学の進歩で、救命率が相当上がっているとお伺ひしております。そこで、私はその救急救命士の判断だとか、レベルアップ、そういうことをちょっとお伺ひしたいんですけども、先ほど、うちの消防署では16名の救急救命士がいると、これを聞いた限りには万全の体制かなと、そんなふうに理解するんですけども、昨今、医療の従事の拡大によって、専門的な医療の技術の習得をしなければならない、そういった観点で考えると、そのレベルの確保をしている職員の数、救命士が全員持ってるとは限らないというお話もちょっと聞いたんですけども、対応できる医療のいろいろ、吸引だとかができる資格、そういうものを病院で受けなければいけないとすれば、そういういろいろな医療の施しができる救急救命士というのは、16名のうちどれ位いるんでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 具体的な数につきましては、後ほど担当課長の方から御報告をさせていただきます。

先ほどのかかりつけ医とか、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局というものが大切になってくるということで、そういうところを推進するということで、一次医療圏としてしっかりとその役割を担っていくということが必要になってくるのではないかと思います。

ただ、これは一つの例でありますけれども、私の父親も母親も美幌の病院に1箇所掛っておりますが、循環器系で、女満別中央病院に移りたいということで、再三医師にはお話しするのですが、次の検査があるからということで、言葉は不適切かもしれませんが、放してくれないような状況もあって、なかなか地元に戻ってこれないというような状況もあるのも現実かというふうに思っております。

また救急医療、現在、職員数の中で16名という約半分ぐらいが救急救命士ということであろうかと思います。従来は、高校卒業をするような職員を採用し、採用した後、救急救命士の資格を町費で予算措置をして取得させるということをしてどちらかというと中心にやってまいりました。しかし昨今では、そういう専門的な学校もありますし、そこで研修をし、既に採用時には救急救命士の資格を持っているという者を採用する傾向に移ってきておりまして、私どもの消防署についても、そういう方向に、今現在転換をしてきている状況でございます。

ただ、一度取れば、ずっと効力といいましょうか、資格を使うことができ、いろんなことが何でもできるかというところではなくて、病院実習なども必要になってきますけれども、今、病院の実習現場というものが大変混み合っており、なかなかそこに地域の医療機関としても時間を割くことができないということで、ここを受けるのもなかなか大変な状況になってきていると、資格は取りながら、いろいろなその操作をできないという状況に現在あるのも、現実でございます。

ただ、町といたしましては、そのことも地域の人たちの、町民の方々の生命を守る重要なことになると思っておりますので、計画的にその取得、さらには研修などについては、予算を割いて対応させていただいているという状況をまず御報告申し上げ、具体的な数については、担当課長からお話を申し上げたいと思います。

◇議 長 南部福祉課長。

◇福祉課長 私の方から御説明をさせていただきます。

今回の一般質問の中で救急医療と患者搬送についてというような御質問等もあろうかと思ひまして、大空消防署の方に確認をしてございます。

署員 33 名中 16 名が救急救命士、今年 1 名が研修を受けるということで、17 名になろうかというふうに聞いてございます。その中で、気管挿管ができる者につきましては、現在、救急救命士は 5 名、残り 8 名につきましては、病院の実習待ちということで、先ほど町長から説明ありました病院実習を受けることによって、8 名がさらに気管挿管ができるということになっておりますので、実習が終わればトータル 13 名になるというふうに聞いてございます。

そのほか薬剤投与ができる救急救命士、これにつきましては、現在 13 名いると聞いております。

さらに心肺停止前静脈路の確保をし、ブドウ糖を投与できる者につきましては、現在 1 名ということになってございます。以上でございます。

◇議 長 6 番 松田議員。

◇松田議員 今課長の方から資格取得の状況を聞かせていただいたのですが、前段、町長もその資格には力を入れて助成していきたいということなんですけれども、やっぱりその中で、この最後にブドウ糖投与 1 名、ちょっと忘れちゃけれども、その取り扱いも 1 名、やっぱりこれは、今後ぜひ改善して、多分、今 1 名の方の救急救命士は、相当ローテーションの中でも、負担がかかるんじゃないかというふうに危惧するところなんですけれども、ぜひ今後、負担のかからない体制に少しずつ進めていただきたいと思います。

これについて何かあれば。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 現場の意見も採用しながら、また、医療機関の協力もいただきながら、体制整備について進めてまいりたいと思います。

◇議 長 6 番 松田議員。

◇松田議員 他にも何点かは確認しようと思ったんですけれども、町長の答弁の中で、医薬分業については検討されているということなので、それは進めていただければと思っています。

これがやっぱり病院経営の効率にもつながるのであれば、そういう要因の一つであれば、是非、進めて行っていただきたいと思います。

次に小項目 3 点目です。

これからの大空町においても求められる医療提供体制の確保ですけども、これ町長、ざっくばらんに聞きます。今うちは、財政支援の予算措置をしていますけれども、昨今、医療機関も診療報酬の改定やいろいろな改定があつて、なかなか財政的に苦しい、近隣市町村を見ても、てこ入れの予算額を増やしている市町村も見受けられます。今後、うちの町においては、どう考えられますか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 医薬分業につきましては、議会の中からも、過去に何回か、そういう進め方をしてはどうかというお話がありました。そのとき御答弁を申し上げてまいりましたのは、御高齢の方々が通院される機会が多いという中であつて、そこで処方せんを渡し、また町内の別な場所で薬を受け取るということは、大変になるのではないかと。病院側とすれば、そういうことなども考えながら、現状、薬剤師を配置しながら、病院の中で、お薬をお渡ししているということでありました。そのように、御答弁もさせていただいてまいりました。

しかし現実的には、そうやることによって、あの患者数、投薬の状況の中で 1 名の薬剤師を抱えながら、運営をしていかなければならない。また、薬の在庫を抱えながら、その調整といいましょうか、在庫の管理をしながら、投薬といいましょうか、提供していかなければならないということは、経営的にも、実際には大変であると。ただ、利用者の利便を考えて今までは頑張ってきたということであつたかと思います。

しかし、先ほど私、御答弁の中で、医薬分業、町内に 2 軒の調剤薬局があると、その御協力、もしくはそれ以外のこともひょっとしたら御検討の中にはあるのかもしれませんが、その部分を分業するということは、経営的な面からの判断というものもあるのではないかと、そのようにも受けとめているところでございます。

そんな中で現在の基幹病院であります中央病院の経営についても、補助金を出させていただいていると、また、指定管理をお願いしているところから、その経営状況などについても、伺いをいたしております。

民間病院の経営でありますけれども、御了解をいただきましたので、この場で私どもが聞き及んでいる内容などについて御報告をさせていただきたいと思ひます。昨年の 4 月から、まず消費税が上がっております。これは、料金も経費についても、本来 5 % から 8 % ということでありますけれども、医療制度改正で診療報酬の点数がこの機に見直されておりますので、実際に医療費として病院に入る部分、病院側から見ると収入となる部分については、実績には 0. 1 % 増程度に

しかなっていないという状況であるということでございます。しかし、支出に係る経費の部分については、純増3%、増えていますので、そういった中で、大変収支は厳しいと、平成26年度の決算については、約2,100万円の赤字というところでありましたけれども、理事長の受増益2,100万円を計上いたしまして、その赤字を黒字というふうにして決算を行ったということでございます。

また、今年の見通しについてもいろいろ懇談する中で、伺ってございます。

診療報酬の一般入院の基本料基準というのがありますけれども、これは患者10人に対して看護師1人、俗に10対1とか13対1という言い方を聞いたことがあろうかと思えますけれども、10対1に入院日数が21日以内ということが一つの基準となつてございますけれども、実際の患者さんの御都合や、家族の事情、また町内における介護施設の空き状態など、そういったものを考えますと結果的に在院日数というものが延びるということがやはり懸念材料としてございます。

そうやって日数が延びることによって、先ほど言った10対1というものが、13対1、15対1、担当する看護師の数が十分確保できないということもありますので、そういう状況になる可能性があつて、そのように基本料基準が下がるということになりますと、さらに、約3,000万円程度診療報酬が下がるということの可能性もあるということでございます。単純に昨年と同じような状況が続くということであれば、先ほど言いました平成26年度の2,000万円の実質的な赤字と今回の3,000万円を足すと、さらに、大きな赤字ということが見込まれるという状況かと、そのように受け止めてございます。

本来、直営の病院でありますと、さらには準公共病院と言われております厚生病院でありますとか赤十字病院などにつきましては、交付税によって財政支援があります。しかし、それであっても、多くの市町村はその交付税を超える大きな財政負担をして病院を支えているという現状がございます。

そういうふう to 考えますと、私どもの町にあります双心会女満別中央病院は民間の病院でございますけれども、当然、そのため自助努力というものは求められるわけでありまして、町として、基幹病院として位置づけております。また、町の使命というものもありますし、中央病院が町民の皆さんのために社会的な使命を果たしている意義というものも非常に大きいものと思つてございます。

先ほど言いましたような、赤字の部分、どのようなところが大きく経営を圧迫しているのか、さらに、細かく分析する必要があるかと思つておりますけれども、町としての使命というところも鑑みますと、今後もしっかりと支援をしていくことが必要ではないかと考えているところであります。

近隣でいいますと、津別町が私どもと同じように、民間の病院で地域の一次医療の基幹病院として経営をされている状況にございます。人口は約6,000人

弱かと思います。そんな中で、平成27年度は約1億円の財政支援をされているという状況にあります。

そういったところもございますので、私どもとしてどういった支援ができるのか、しなければならないのかということについて十分に考えながら、今後対応してまいりたい、そのように考えているところでございます。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 私は今回の質問において、自分の考えというのは、やはり自分の住み慣れた地域で安心して暮らすということを考えれば、どうしてもこの医療機関を確保するということは必須条件になってくるのだろーと思ってます。というのも、これから介護保険事業も地域包括ケアシステムの構築、24時間体制となると当然、医療の力がなければ、できないことだと思っています。

そういった面からも必要性も感じるし、もう一つは、地域の医療機関を確保するためにはどうしたらいいのか、2006年に、こういうアンケート調査があったのです。へき地に携わっている126名のお医者さんに聞いたときに、何が必要かと、そういうアンケート調査がありました。その中でトップ5項目、全部似通っているんですけども、1番目は行政の姿勢だそうです。2番目は医療スタッフだそうです。3番目はそれに従事する介護スタッフだそうです。そして4番目には医療機器だそうです。これらの項目が、必要とされている。そういった中では、やっぱり行政施策が一番大切だと思うのです。そのためには先ほど前段の小項目2点目でも言いましたけれども、私もしっかりと分析して行政としてどうあるべきか、介護保険事業も含めてどうあるべきかを考えていただきたい。

それともう一つは、私は行政だけが頑張っても地域医療確保は無理だと思っています。病院、医療関係にも自助努力、うちは民間にお願いしてますけれども、病院も自助努力をしてもらわなければ、今までは集める医療だったかもしれませんが、だけどこれから問われるところは、集めるよりも尋ねる医療もこれ当然考えてもらわなきゃいけない、自助努力の中で、そして、経営の健全化も図っていかなければならない。

行政、医療そしてもう一つ、最後は町民です。町民の意識です。先ほど何度もかかかりつけ医という言葉を出しましたけれども、町民もやっぱり理解をしてもらわなければならない。地域医療について、何故うちの町に医療が必要なのかと、財政支援までして必要なのかということをしつかりと認識してもらわなければいけないと思っています。うちの町も高齢化です。これからは予防、それからリハビリ、管理そういった視点の医療が問われる、当然、そして、今問題になっていますけれども、いろんな病院の重複の部分で非常に無駄な部分もあると、

薬にしてもそう、そして私は効率化は必要だと思っています。

北網地域医療の入院率を見たら98.何%、北網圏においては、自己完結型ではないですけども、きちっとやっているんですけども、ただやっぱり医療は、集約する部分、しなければならない部分もあります。だけど、分散する部分は分散しなければいけない、特にこういう田舎の医療についてはそうと思っています。

ちょっと話がそれましたけれども、そういった町民も医療について認識と、医療機関と町民との考え方にギャップがあつては、地域医療を守ることはできないと思っています。

大きい病院に行ったら何とかなる、そういう時代ではないのです。やっぱり情報をしっかりと出して、町民にも理解してもらわなければいけないと思っています。行政、医療機関、町民、この三つが一体とならないと地域の医療の確保はできない。そのためにもどうあるべきか再検討していただきたい。こういう制度が大きく変わる時期だけに、そう私は思います。

これについて町長の考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今まさに行政のあり方、医療との関わりのあり方というものが、問われていると、そのように感じております。

近隣の市長さんとお話をするときにも、仕事の何十パーセントが医師の確保であつたり、地域の医療の確保であつたりということだと、話される方もいらっしゃいます。私どもの町では現在、基幹病院医療環境等充実事業補助金ということで、今年度は6,000万円、予算化をさせていただいておりますけれども、これらは、救急医療の体制整備、それから療養病床の確保、医師、看護師の確保、医療機器等の施設の整備、これらの項目について、補助金を積算してお出しをする、ただ、上限額などが決まっております。

そういった四つの分野の考え方について、分類としては、それぞれ正しいのではないかと考えておりますけれども、その基準たるものが本当に適切かどうかと、今現在、中央病院にあつては、救急などを担当するがために、土曜、日曜のお医者さんの招聘をしている部分もあります。さらに、町民のニーズに応えるためにさまざまな医療科目に対応するということから、月に何回かの医療を担う医師を招聘している部分もあります。

そういったところの金額というものは、私どもの積算しているもの以上のものが現実的には掛ってきていると、そのようにも思っておりますので、その基準というものが本当に適切かどうかということについては、見直しもしていかなければならないのではないかと、そのようにも考えてございます。

また、地域の一次医療としての形付けをしっかりとするために、さまざまな助成制度を講じている中での、ワクチンの接種などについても、どこの病院でもできますということではなく、女満別中央病院にかかりつけとなって、地域の医療機関にかかりつけとなってもらうというように誘導するために、東藻琴の診療所、女満別の中央病院に限って、助成制度、ワクチン接種などについてお願いをしているような、そういう誘導も行っているところでございます。

また今は病院、診療所に来ていただくということでありますけれども、介護の施設等も含めて、在宅という方向性もあります。そんな中では、今年の春に東藻琴診療所に赴任して勤務していただいております新しい医師の方などについては、過去にそういう地方での勤務経験もあり、在宅医療などについても非常に興味深く、造詣も深く、積極的な考え方を持っていられっしゃる方でもございます。今後は、そういう取り組みについても、踏み込んで取り組んでいただければ、有難いものだと思っております。

また、今年度は、病院の医師によります健康講座というものの開催も予定してございます。そんな中で、地域の医療機関として、単に患者さんに来ていただくということだけではなくて、地域全体の健康をしっかりと守る役割を担っていただく、また、町民の方との距離というものを縮めていただく一つの方法として、そのようなことも町の依頼によって引き受けてくださっておりますので、そういう取り組みも進めてまいりたいと思っております。

また、地域には大きな病院があるからと、地元の病院でなくても、名前を出して失礼ですけれども、網走の厚生病院などに行けば、いろんな専門家のお医者さんがいるから、そちらでいいんだと言われる方もいらっしゃるかもしれませんが、現在の厚生病院の医師数などは、定数というか、本来、常勤医は35名程度必要と言われているわけでありまして、現状では常勤医23名体制、約3分の1が不足していると、そのところは出張医などで何とか賄っているという状況でありますけれども、そのことによって、手術ができない、入院ができないというような状況も、出てきております。

そんなことで、地元になればどこかに行けばいいんだ、ということで済まされるような問題ではないというふうに感じておりまして、一次医療圏、二次医療圏、三次医療圏の役割分担というのは、非常に重要になってきていると、こういった事柄などについては、この大空町になってから、毎年行なっておりますふれあいトーク町政懇談会の中で、救急医療の状況と町の医療の状況ということについては、毎回欠かさず、町民の方々に説明をさせていただくこととしております。

当初は、他の所に行ったらもっともっと総合的な病院で専門的なところで受けられるからそっちのほうが良いんだという意見も随分ありましたし、なぜ救急は、地元を通さなければならないというような御意見も多数寄せられておりましたけ

れども、逐一状況などについて説明を何回となくさせていただく中で、大分ひと頃よりは、浸透してきている部分があるのではないかなと思ってございます。そういう活動も通しながら、町としての役割を果たしてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

◇議 長 これにて松田信行議員の一般質問を終了します。
これで一般質問を終わります。

◇議 長 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。
大変お疲れ様でした。

閉会 午後 2時24分

平成 2 7 年 第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成27年 6 月 23 日
- ・ 開 会 平成27年 6 月 23 日
- ・ 閉 会 平成27年 6 月 24 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	上	地	史	隆	7 番	齋	藤	宏	司
2 番	田	中	裕	之	8 番	松	岡	克	美
3 番	原	本	哲	己	10 番	後	藤	幸	太 郎
4 番	沢	出	好	雄	11 番	深	川		昇
5 番	品	田	好	博	12 番	近	藤	哲	雄
6 番	松	田	信	行					

2 不応招議員は次のとおりである。

9 番 小 島 一 弘

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		産業課参事
総合支所長		産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課長		建設課参事
総務課参事		建設課参事
住民課長		住民福祉課長
福祉課長		産業建設課長
産業課長		総務課主幹
教育長		生涯学習課参事
生涯学習課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成２７年第２回大空町議会定例会議事日程

第２号 平成２７年６月２４日（水） １０時００分開議

- 日 程 第 １ 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日 程 第 ２ 議案第40号 工事請負契約の締結について
- 日 程 第 ３ 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 日 程 第 ４ 議案第42号 大空町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について
- 日 程 第 ５ 議案第43号 大空町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 日 程 第 ６ 議案第44号 大空町有害鳥獣の駆除に関する条例の一部を改正する条例制定
について
- 日 程 第 ７ 議案第45号 平成２７年度大空町一般会計補正予算（第２号）
- 日 程 第 ８ 議案第46号 平成２７年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１
号）
- 日 程 第 ９ 議案第47号 平成２７年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算
(第１号)
- 日 程 第 10 議案第48号 平成２７年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）
- 日 程 第 11 議案第49号 平成２７年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第１号）
- 日 程 第 12 発議第９号 総合計画調査特別委員会設置に関する決議
- 日 程 第 13 発議第10号 合併特例債の適用期間の再延長を求める要望意見書
- 日 程 第 14 発議第11号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書
- 日 程 第 15 発議第12号 安全保障関連法案の慎重審議を求める要望意見書
- 日 程 第 16 発議第13号 平成２７年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書

- 日 程 第 17 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 日 程 第 18 報告第 4 号 平成 2 6 年度繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日 程 第 19 報告第 5 号 平成 2 6 年度一般財団法人大空町青少年育成協会の経営状況について
- 日 程 第 20 報告第 6 号 平成 2 6 年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況について
- 日 程 第 21 報告第 7 号 平成 2 6 年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況について
- 日 程 第 22 報告第 8 号 例月出納検査報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会委員長	相馬隆
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	産業課参事	中村直樹
総合支所長	菊地教男	産業課参事	秋葉暢康
会計管理者	丹治健	建設課長	佐薙幸史
総務課長	藤田勉	建設課参事	高島清和
総務課参事	林敏美	住民福祉課長	平田義和
住民課長	山本勝栄	産業建設課長	田中信裕
福祉課長	南部猛	総務課主幹	松川一正
産業課長	伊藤裕幸		

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊國夫		
生涯学習課長	佐々木徳幸	生涯学習課参事	田端久剛

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	熊谷裕幸
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	作田勝弥
------	------

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	大槻明弘
主査	土田康裕

以上のとおり報告する。

平成27年 6 月 2 4 日

大空町議会議長 近藤 哲 雄

開会 午前１０時００分

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成２７年第２回大空町議会定例会第２日目の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第１２７条の規定によって、議長において、１０番 後藤幸太郎議員及び１１番 深川昇議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

大槻事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は１１名であります。

小島一弘議員から欠席の旨、届け出があります。

本日の会議に説明のため出席する者の職氏名は、一覧表として配付しておりであります。

また、職務の都合により、一部に異動がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第２ 議案第４０号

◇議 長 日程第２ 議案第４０号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書の１ページをお開き願います。

「議案第４０号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求める。平成２７年６月２３日提出 大空町長 山下英二

記１ 契約の目的 女満別運動公園野球場改修工事 ２ 契約の方法 指名競

争入札 3 契約の金額 1億389万6,000円 4 契約の相手方 大空町女満別西3条2丁目1番13号 株式会社ダイナ建設 代表取締役 中山登」

工事の概要等につきまして御説明を申し上げますので、参考資料1ページをお開き願います。

女満別運動公園野球場につきましては、昭和55年に供用が開始され、その後、平成元年には照明灯の設置、平成19年度にはグラウンド内の表土補充、平成21年度にはバックネット改修工事を行ってきましたが、施設の老朽化と既存の施設規模では公式の野球場としての規格を満たしていないことなどの解消のため、運動公園と一体となって計画的に改修を行うものであります。

本年度につきましては、野球場内の本部席、ダックアウト擁壁、フェンス、スコアボード等の既存施設の撤去、グラウンド内路盤暗渠工、擁壁工、雨水排水設備工などを行うこととしております。

本工事に係る入札につきましては、平成27年6月9日に指名競争入札により実施し、6月15日に仮契約を行ったところであります。

また、工期は平成27年12月22日までとしております。

指名競争入札に係る指名業者につきましては、吉井建設株式会社、山洋建設株式会社北網支店、船橋西川建設株式会社東藻琴支店、株式会社ダイナ建設の4者により入札を執行いたしました。入札の結果、議案書に記載したとおり、株式会社ダイナ建設が落札したところであります。

契約の金額は、1億389万6,000円、内消費税及び地方消費税の合計額は、769万6,000円となっております。

なお、当工事請負につきましては、議決の後、本契約を締結する予定としております。

以上で説明を申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第４０号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第４０号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３ 議案第４１号

◇議 長 日程第３ 議案第４１号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書の３ページをお開き願います。

「議案第４１号 工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５項の規定により議会の議決を求める。平成２７年６月２３日提出 大空町長 山下英二

記１ 契約の目的 東藻琴小学校大規模改修工事 ２ 契約の方法 指名競争入札 ３ 契約の金額 １億７，８２０万円 ４ 契約の相手方 河西・斉藤經常建設共同企業体 代表者 大空町女満別西３条１丁目３番４号 株式会社河西組 代表取締役 河西 悟」

工事の概要等につきまして御説明申し上げますので、参考資料３ページをお開き願います。

東藻琴小学校につきましては、校舎が鉄筋コンクリート２階建、面積が２，４７０平方メートル、体育館が鉄骨造、面積が５２１平方メートルであります。

昭和４５年に校舎、体育館が建設され、これまでに部分改修や大規模改修を行ってまいりました。直近では、平成６年度から平成９年度に大規模改修工事を、また、平成１７年に耐震補強工事を行っております。本年度につきましては、建設から４４年、また、前回の大規模改修から１７年が経過していることから、児童が安心して学校生活を過ごすことができる快適な環境を提供するため、校舎の大規模改修を行うものであり、大きく分けて屋根、外壁、建具を全面改修する工事であります。

外壁につきましては、既設の外壁の上に断熱材及びガルバリウム鋼板外壁材を施行します。

屋根につきましては、南側平屋建校舎は、既存の屋内に超速硬化ウレタン吹付

を行い、また、北側２階建校舎は、既存の屋根を長尺ガルバリウム鋼板に葺替いたします。

建具につきましては、既存の外壁の窓、ドアを撤去し、断熱効果のある複層ガラスを使用した建具に更新します。

その他といたしまして、外部給水施設の更新などを行います。

本工事に係る入札につきましては、平成２７年６月９日に指名競争入札により実施し、６月１２日に仮契約を締結しております。

また、工期は契約の日より平成２８年２月２９日までの予定としております。

工事請負契約に当たっての指名競争入札の指名業者につきましては、河西・斉藤経常建設共同企業体、船橋西川藤井経常建設共同企業体、株式会社三共後藤建設美幌支店、株式会社道和建設の４者で入札を執行いたしました。

入札の結果、河西・斉藤経常建設共同企業体が落札したところであります。

契約の金額１億７，８２０万円、うち消費税及び地方消費税の合計額は、１，３２０万円となっております。

なお、当工事請負につきましては、議決後、本契約を締結する予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第４１号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第４２号

◇議 長 日程第４ 議案第４２号 大空町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書５ページでございます。

「議案第４２号 大空町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成２７年６月２３日提出 大空町長 山下英二」

議案書の７ページ、８ページが改正条文でございます。

議会定例会参考資料５ページ、６ページに大空町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の概要を、７ページから１０ページに新旧対照表を掲載させていただいております。

改正に当たりまして、概要により説明をさせていただきますので、参考資料５ページをお開きください。

今回の改正は、大空町国民健康保険運営協議会からの答申に基づき、税率の改正及び賦課限度額の引き上げを行うものでございます。地方税法施行令等の一部を改正する政令において、賦課限度額が医療分、後期分、それぞれ１万円、介護分で２万円引き上げられたこと、平成２７年度国民健康保険税を賦課するための賦課資料がそろったこと、国からの調整交付金は、全額見込まれないことで、未交付額の半分以上を一般会計から法定外繰り入れすること、このことから試算したところ、医療分が必要額を確保しましたが、後期分及び介護分で必要額を上回る結果となりました。そこで、後期分と介護分での低中所得者への負担軽減を考慮し、応能、応益の割合を応能６割、応益４割に再設定し再計算した結果、医療分は賦課限度額を１万円引き上げ、後期分は、所得割２．０５％を１．６５％の０．４％を引き下げし、賦課限度額を１万円引き上げ、介護分は、所得割１．０１％を０．９３％の０．０８％引き下げ、均等割９，８００円を９，６００円の２００円引き下げ、平等割６，４００円を、６，２００円の２００円引き下げし、賦課限度額を２万円引き上げるよう改定することが適当であると答申を受けたところでございます。

これによりまして、５ページの表にありますように、①医療分、②後期分、③介護分の表のとおり改正するもので、大空町国民健康保険税条例の第２条第２項は、医療分の賦課限度額１万円の引き上げに伴う改正、第２条第３項は、後期分の賦課限度額１万円の引き上げに伴う改正、第２条第４項は、介護分の賦課限度

額 2 万円の引き上げに伴う改正、第 6 条は、後期分の所得割、0.4%の引き下げに伴う改正、第 8 条は、介護分の所得割 0.08%の引き下げに伴う改正、第 9 条は、介護分の均等割 200 円の引き下げに伴う改正、第 9 条の 2 は、介護分の平等割 200 円の引き下げに伴う改正をするものでございます。

続きまして 6 ページをお開き願います。

条例第 23 条につきましては、国民健康保険税の減額についてでございます。

先ほど説明しました賦課限度額、及び税率を改正することに伴い、介護分の均等割と平等割の 7 割、5 割、2 割軽減に該当する方の軽減額を改正するものでございます。

以上の改正につきましては、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

附則第 2 項につきましては、適用区分として、平成 27 年度以後の国民健康保険税から適用し、平成 26 年度以前の国民健康保険税は、従前の例によるとしております。

附則第 3 項につきましては、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございますが、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、平成 26 年大空町条例第 7 号による改正をしてございまして、その附則第 16 項の中で、条例適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴い、配当所得を利子所得及び雑所得に改めたところでございますが、その改訂規定につきまして、施行期日を平成 29 年 1 月 1 日とされていたものを平成 28 年 1 月 1 日に改めるものでございます。

以上、提案説明理由の説明を申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 42 号 大空町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号 大空町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議案第４３号

◇議 長 日程第５ 議案第４３号 大空町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

秋葉産業課参事。

◇産業課参事 議案書９ページをお開きください。

「議案第４３号 大空町手数料条例の一部を改正する条例制定について このことについて、別紙のとおり提出する。平成２７年６月２３日提出 大空町長 山下英二」

今回の改正の趣旨につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が平成２７年５月２９日に施行され、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の題名が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改正されたことから、大空町手数料条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、定例会参考資料１１ページの新旧対照表により説明申し上げますので、お開き願います。

別表第６項の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改め、公布の日から施行するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号 大空町手数料条例の一部を改正する条例制定について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 大空町手数料条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第44号

◇議 長 日程第6 議案第44号 大空町有害鳥獣の駆除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

秋葉産業課参事。

◇産業課参事 議案書13ページをお開きください。

「議案第44号 大空町有害鳥獣の駆除に関する条例の一部を改正する条例制定について このことについて、別紙のとおり提出する。平成27年6月23日提出 大空町長 山下英二」

改正の趣旨につきましては、先ほどお認めいただきました議案第43号と同様、引用法令の題名の改称によるものであります。大空町有害鳥獣の駆除に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、定例会参考資料13ページの新旧対照表により説明申し上げますのでお開きください。

第2条中、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改め、公布の日から施行とするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、品田議員。

◇品田議員 ちょうど委員会を欠席しましたので、ちょっと聞きたいなと思っております。

狩猟免許を持っていて、猟友会等に入会していない方々は何人ぐらいいらっしゃるのか。

◇議 長 秋葉産業課参事。

◇産業課参事 基本的には狩猟免許を持って猟友会に加入されていないということはないと思いますが、具体的な数字について把握してございません。

後程、御回答させていただきたいと思います。

◇議 長 その他、質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第44号 大空町有害鳥獣の駆除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第44号 大空町有害鳥獣の駆除に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第45号

◇議 長 日程第7 議案第45号 平成27年度大空町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の17ページをお開き願います。

「議案第45号 平成27年度大空町一般会計補正予算(第2号)」

平成27年度大空町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,629万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億8,591万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年6月23日提出 大空町長 山下英二

18ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正 歳入です。

14款 国庫支出金から779万7,000円を減額、16款 財産収入に52万2,000円を追加、18款 繰入金から7,779万7,000円を減額、19款 繰越金に1億1,997万1,000円を追加、21款 町債に1,140万円を追加、歳入合計は、4,629万9,000円を追加し、81億8,591万6,000円とするものです。

19ページになります。歳出です。

2款 総務費に1,159万3,000円を追加、3款 民生費に3,268万1,000円を追加、4款 衛生費に487万6,000円を追加、7款 商工費に143万3,000円を追加、8款 土木費から6万1,000円を減額、9款 消防費から130万7,000円を減額、10款 教育費に690万3,000円を追加、12款 職員給与費から981万9,000円を減額、歳出合計は4,629万9,000円を追加し、歳入合計と同額とするものであります。

20ページをお開き願います。

第2表 地方債補正 1変更です。除雪機械整備事業債は、限度額3,010万円に1,140万円を追加し、4,150万円に変更するものであります。事業費の確定に伴い、特定財源であります国庫資金の社会資本整備交付金が確定するため、起債を変更するものであります。

なお、社会資本整備交付金につきましては、当初見込みより減額となることから、起債額が増額となるもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので、26ページ、27ページをお開き願います。

2款1項1目 特別職報酬等審議会委員報酬の1節 委員報酬に6万4,000円、9節 費用弁償に5,000円を追加しています。平成27年3月に特別職報酬等審議会を開催し、一般議員の報酬が管内平均を下回っているため、議員活動に必要な報酬額について検証する必要があるとして、審議会から答申を受け、継続審議となっていることから、情報の収集、調査を行い、審議会へ報告、審議

をいただくたく開催経費の報酬費用弁償について追加するものであります。

同じく、行政事務情報化事業の１３節 社会保障・税番号制度関連システム構築委託料に５２７万１，０００円を追加しています。住民基本台帳や税の情報を外部に提供する際に必要な情報を整備するシステム構築にかかる国の仕様が変更されたことに伴い、２５９万２，０００円が増額となり、あわせて平成２８年１月以降に発行される個人番号カードの信頼判定及びカードに印字するシステムを新たに構築する必要があるため、２６７万９，０００円が追加となり、あわせて５２７万１，０００円の追加となるものであります。

また、１９節 社会保障・税番号制度システム整備負担金に２７０万６，０００円を追加しています。全ての町民に送付される通知カードと希望する町民へ交付となる個人番号カードの作成、送付に関する事務は、地方公共団体情報システム機構が行うことから、大空町の負担分について追加するものであります。

６目 公有財産管理費の１５節 旧豊住小学校教職員住宅改修工事に３４４万６，０００円を追加しています。平成２７年度より旧豊住小学校を試行的にコミュニティセンター的な役割を担う社会教育施設として多くの町民の皆様に利用をしてもらおうと、管理人を配置しております。管理人が近くに住むことで、行き届いた施設の管理や地域との触れ合いから利用拡大の相乗効果が期待できることから、旧職員住宅に居住していただいておりますが、昭和５６年に建設した住宅で、空き家の期間もあり、修繕が必要なため、住宅の窓の取替や内装の改修等を行うため追加するものであります。

７目 地方創生推進事業の８節 意見聴取者報償費に９万円、１２節 傷害保険料に１万１，０００円を追加しています。人口減少や少子高齢化の進展等の課題に対応し、将来にわたって活力ある地域社会を実現するため策定する大空町まち・ひと・しごと総合戦略の方向性や具体案について、町民をはじめとした関係者に検討いただく大空町まち・ひと・しごと創生会議の設置に当たり、当初１０人を予定しておりましたが、女性などをもう少し幅広い参画をいただくことが必要であり、５人分の報償費、傷害保険料等を追加するものであります。

３款１項１目 地域福祉基金管理費の２５節 積立金に２７万円を追加しています。ふるさと応援寄附のあった１２件分を基金に積み立てるものであります。同じく、国民健康保険事業特別会計繰出金の２８節 繰出金に３，２４６万８，０００円を追加しています。所得の確定に伴う国保税の算定、医療費は国庫支出金等の再積算に伴い、一般会計からの負担分が追加となるものであります。

２目 介護保険事業特別会計繰出金の２８節 介護サービス事業勘定特別会計繰出金から５万７，０００円を減額しています。職員の人件費で共済組合及び退職手当組合の負担率の改定に伴い減額となるものであります。

４款１項３目 簡易水道事業特別会計繰出金の２８節 繰出金に６７万５，０

〇〇円を追加しています。職員の人件費で４月１日付け人事異動及び共済組合、退職手当組合への負担率の改定に伴い追加となるものであります。

同じく廃屋等解体撤去補助金の１９節 補助金に１３万９千３００円を追加しています。補助金の申請が１１件あり、建物の状況等について審査の結果、景観や周辺への影響が懸念されることから、全ての建物について解体撤去が必要であると判断したところであります。当初予算では、不足が生じることから追加するものであります。

４目 葬祭場・墓地維持管理費の１５節 １号炉霊台車取替工事に２８万８千〇〇円を追加しています。霊台車を動かす駆動輪の硬質ウレタンが走行中に剥がれてきており、自動走行が困難となるため、霊台車を取替るもので、関連して基盤装置等の整備も必要なため追加するものであります。

２８ページ、２９ページをお開き願います。

７款１項２目 観光振興一般事務費の９節 普通旅費に１万１千８００円、１４節 高速道路通行料に９千〇〇円、自動車駐車料に４千〇〇円、１９節 イチオシまつり参加負担金に２万７千円を追加しています。テレビ番組とタイアップしたイベントのイチオシまつりへ参加し、大空町の特産品販売にあわせ、テレビ番組での放送やステージイベントで、大空町誕生１０年を含め、町のＰＲを行なうため、参加経費について追加するものであります。

同じく１５節 駅前農協倉庫観光案内看板撤去工事に３万３千６００円を追加しています。オホーツク国際流水ロード事業によりＪＲ女満別駅前の農協倉庫壁面に設置された観光案内看板について、塗装が薄れ掲載情報も古く、また、街路樹の繁茂等で見えづらく、看板としての役割を果たしていないことから、撤去するものであります。

同じく１９節 網走エリア広域観光推進事業負担金に４万８千円を追加しています。平成２４年度から平成２６年度まで網走市、北見市、小清水町、大空町の２市２町において、広域的な着地観光交通対策として、周遊バスの実証実験等実施してまいりました。観光客の動態は広域化に加速している現状にあることから、今後さらに構成市町のエリア拡大や広域化などを含め、観光振興について協議、検討を進めるため追加するものであります。

大空町１０年記念ラジオ公開生放送開催事業の１１節 食糧費に５万４千〇〇円を追加しています。出演者等の賄い、大空町ＰＲ用の特産品購入等のために追加するものであります。同じく１３節 ラジオ公開生放送ツアー業務委託料に１万６千２００円を追加しています。道内各地から来町が見込まれるリスナーへの対応として、札幌からの宿泊付バスツアーを委託し、ラジオ公開生放送の見学等を翌日に開催されるノンキーランドふるさとまつりなどを見学してもらい、大空町をＰＲするため追加するものであります。

8款2項2目 町道維持補修事業の17節 用地買収費に259万6,000円を追加しています。町道西1丁目線の未処理用地でありました私有地について、所有者との協議が整ったことから、124平方メートルの購入に係る142万6,000円を追加するもので、また、町道中央13線で道路改良に伴う用地の確定により、70平方メートルの購入に係る117万円を追加するもので、合わせて259万6,000円の追加となります。

同じく22節 立木補償に25万円を追加しています。町道13線の道路改良に伴う用地の確定により、立木の補償費を追加するものであります。

3目 除雪対策事業の11節 修繕料に105万円を追加しています。除雪グレーダーの前部と後部を連結する箇所が損傷しており、部品の交換が必要となったことから追加するものであります。

同じく、除雪機械整備事業の18節 ロータリー除雪車から212万4,000円、除雪トラックから176万6,000円を減額しています。事業費の確定に伴い減額するものであります。

同じく4項1目 下水道事業特別会計繰出金の28節 繰出金から106万7,000円を減額しています。職員の人件費で共済組合、退職手当組合への負担率の改定に伴い減額となるものであります。

同じく7項1目空港対策費の女満別空港整備利用促進協議会負担金に100万円を追加しています。女満別空港整備利用促進協議会では、プロモーション活動や路線維持要請活動等の取り組みを行っております。平成27年4月における女満別中部線の利用率が、25%を割る厳しい状況となったことから、利用率が低迷しがちな冬季間の利用促進の強化を図るため追加するものであります。

30ページ、31ページをお開き願います。

9款1項2目 網走地区消防組合大空消防署費負担金の19節 負担金から130万7,000円を減額しています。職員の人件費で、4月1日付け人事異動及び共済組合、退職手当組合への負担率の改定に伴い減額となるものであります。

10款1項2目 事務局費の15節 旧豊住小学校防災設備工事に343万5,000円を追加しています。平成27年度より旧豊住小学校をコミュニティーセンター的な役割をに担う社会教育施設として利用していますが、不特定多数の方の使用となることから、消防法の基準による誘導灯の設置や、建築基準法による非常用照明の設置が必要となるため追加するものであります。

同じく学校教育施設建設基金積立金の25節 積立金に67万円を追加しています。ふるさと応援寄附のあった17件分を基金に積み立てるものであります。

2項1目、東藻琴小学校管理費の13節 体育館耐力度調査業務委託料に279万8,000円を追加しています。建設から45年を経過していることから、体育館の傷み具合を調査し、増改築等改修事業の可能性について検討するため、

追加するものであります。

12款1項1目 職員給与費ですが、全体で981万9,000円を減額しております。2節から19節まで、それぞれ4月1日付けの人事異動、新規採用、退職、共済組合、退職手当組合への負担率の改定等による増減額で、今回整理をさせていただくものであります。

続きまして歳入の説明をしますので、24ページ、25ページをお開き願います。

14款2項1目1節 社会保障・税番号制度システム整備費補助金820万1,000円を追加しております。歳出で説明しました社会保障・税番号制度システムの整備に係る補正予算分及び当初予算分に対し、国の配分予定額が示されてきたことから追加するものであります。

4項1目1節 除雪機械整備事業交付金から、1,599万8,000円を減額しています。除雪機械購入に係る事業費の確定及び国の交付金の配分が減額となるものであります。

16款1項2目1節 出資配当金に52万2,000円を追加しております。網走地区森林組合に出資している出資金に対し、7%の配当があったものであります。

18款1項1目1節 財政調整基金繰入金から8,060万5,000円を減額しています。今回の財源調整のため減額するものであります。

4目1節 公共施設等整備基金繰入金に280万8,000円を追加しています。葬祭場の1号炉霊台車の取替工事の財源として繰り入れるものであります。

19款1項1目1節 前年度繰越金に1億1,997万1,000円を追加しております。繰越金の全額を予算計上するものであります。

21款の町債につきましては、第2表で説明したとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番 上地議員。

◇上地議員 今回の補正について、歳出について、お聞かせいただきたい点がありまして、27ページの15節 旧豊住小学校教職員住宅改修工事についてと31ページの15節 旧豊住小学校防災設備工事についてお聞かせをいただきたいと思っています。

まず1点目の旧豊住小学校教員住宅改修工事についてですが、非常に管理人の方は優秀な方で、その方のために住宅の改修をするということでしたが、昭和56年築で空き家の期間もあって、古い施設とは言っていますが、平成9年と平成20年と平成25年と3回改修しております。一応、産業建設文教常任委員会の資料を見て、質問しているので、多少の間違いがあつたら、申しわけないと思うのですが、平成9年9月に風呂場、平成20年には玄関ドア取替で、平成25年に屋根断熱修繕とあります。

今回は、窓の取替、内装修繕などに344万円計上していますが、実際に、管理人の方がいなくなった場合とか、または旧豊住小学校については、コミュニティーセンター的な役割を担う施設として活用していますが、実際に人が変わった場合、必要なくなった場合とかは、この経費はちょっと掛け過ぎでないのかなと思って、著しく住めない住宅なのか、その点も含めてお答えいただきたいと思います。

2点目ですが、旧豊住小学校防災設備工事について、資料では、小学校として使用していた際には特定人数の使用であつたため、現状のままでよかったが不特定多数の使用がある場合は、今回のように防災設備工事が必要とありますが、社会教育施設にする前にいろいろ豊住小学校については、役場内でも庁議とか、検討があつたと思います。

実際に、今回、社会教育施設にする前にこのような問題がわかつていたのではないかなと思ひまして、もう少し早く予算としては上げるべきではなかったかと思うんですが、それについてお聞かせいただきたい。

◇議 長 田端生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 それでは、1点目の旧豊住小学校の職員住宅の改修工事の関係でございます。

議員が言われているとおり、昭和56年に建設されてから平成9年に風呂場ユニットバスの改修工事、平成20年に玄関ドアの取替工事、平成25年に屋根の断熱修繕を行っておりますが、豊住小学校が閉鎖しましてから、本年の3月まで、人が不在であつたということもありまして、下からの湿気で、かび等が多く生えてございます。現在住まわれている吉田さんについては、本年生まれたお子さんがいらっしゃることから、ちょっと病気がちになっているという状況もございまして、今回、改修を行う予定としております。

今後のことについてでございますけれども、現状コミュニティー施設として、長く活用していきたいというような考えを持っておりますので、吉田さんの方も、長く住んでいきたいというような意向もございまして、今回このような金額にな

りますけれども、改修をさせていただきたいということでございます。

それから旧豊住小学校の防災設備工事でございます。これにつきましても議員が言われるとおり、昨年、一昨年から、旧豊住小学校の活用方法について、庁内や町民の方から御意見をいただきながら検討してきたところでございますけれども、本年の早い時期に、使用の目的が基本的な目的がないということで、コミュニティセンターとして、町民の交流の場に使用するというような方向を出したところでございます。

今回の補正につきましては、早い時期にもう少し関係機関と協議をしながら、利用について協議して行けばよかったのですが、4月の執行が始まってから、消防法と建築基準法の違反があるので、それも是正してほしいというような、指導がそれぞれあったものですから、今回補正をさせていただくこととしております。

本来であれば、早い時期に当初の予算でこういう予算を載せれば良かったと思っておりますが、御理解いただければというふうに思っております。

◇議 長 そのほか質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わりますこれから議案第45号 平成27年度大空町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 平成27年度大空町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第8 議案第46号

◇議 長 日程第8 議案第46号 平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書37ページでございます。

「議案第46号 平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に、定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,316万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億863万7,000円とする。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年6月23日提出 大空町長 山下英二」

39ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正 歳入です。1款 国民健康保険税に1,866万7,000円を追加し、2款 国庫支出金から7,178万1,000円を減額、3款 療養給付費交付金から6万8,000円を減額、4款 前期高齢者交付金から、8万1,000円を減額、5款 道支出金から236万8,000円を減額、8款 繰入金に3,246万8,000円を追加しまして、歳入合計は2,316万3,000円を減額し、13億863万7,000円とするものです。

40ページ、歳出でございます。

2款 保険給付費から2,329万7,000円を減額、3款 後期高齢者支援金等に26万4,000円を追加、4款 前期高齢者納付金等に2万5,000円を追加、介護納付金から15万5,000円を減額しまして、歳出合計は2,316万3,000円を減額し、歳入合計と同額にするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明しますので、46ページ、47ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、先ほど議案42号でお認めいただきました大空町国民健康保険税条例の一部改正に基づき、補正をするものでございます。

2款1項1目19節 一般被保険者療養給付費から2,329万7,000円の減額です。平成26年度の療養諸費の支出額が確定したことから再算定を行い、過去6年間の療養諸費支出額と被保険者の減少等を勘案し、減額をするものでございます。

3款1項1目19節 後期高齢者支援金に26万4,000円を追加、続きま

して、４８、４９ページに渡りますが、４款１項１目１９節 前期高齢者納付金に２万５，０００円の追加、６款１項１目１９節 介護納付費納付金から１５万５，０００円の減額です。いずれも、額の通知に基づき追加、減額をするものでございます。

財源内訳の変更につきましては、国の調整交付金が減額となる見込みのため特定財源の国庫、道支出金を減額し、社会保険診療報酬支払基金からの交付金の減額、その他財源を減額し、一般財源に追加するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので４４、４５ページをお開き願います。

１款１項１目１節 医療給付費現年課税分に１，０２６万３，０００円、２節 介護納付金現年課税分に３５８万６，０００円、３節 後期高齢者支援金現年課税分に６７１万３，０００円を追加し、２目１節 医療給付費現年課税分から１２０万５，０００円を減額、２節 介護納付金現年課税分から２２万円を減額、３節 後期高齢者支援金現年課税分から４７万円の減額でございます。

本年４月１日現在の国民健康保険加入者をもとに、最新の住民税と固定資産税の情報により試算し、さらに、軽減判定所得額の改正、また、議案４２号で御承認いただきました条例の改正により試算した結果に基づき、追加及び減額をするものでございます。

２款１項１目１節 療養給付費負担金現年度分から７４２万１，０００円、介護納付金負担金現年度分から５万円を減額し、後期高齢者支援金負担金現年度分に７１万３，０００円の追加です。

歳出において、一般被保険者療養給付費を減額したことで、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護給付費納付金の額の通知に基づき、国庫負担金の対象額が変更となることから、減額及び追加をするものでございます。

２項１目１節 普通調整交付金から５，１３７万６，０００円、特別調整交付金から１，３６４万７，０００円の減額です。所得が確定し試算した結果、国からの交付金額を見込めないことから減額をするものでございます。

３款１項１目１節 療養給付費交付金現年度分から６万８，０００円の減額です。退職被保険者の後期高齢者支援金の額の通知に基づき減額するものでございます。

４款１項１目１節 前期高齢者交付金から８万１，０００円の減額です。交付金の額の通知に基づき減額するものでございます。

５款２項１目１節 普通調整交付金から１２６万７，０００円、特別調整交付金から１１０万１，０００円の減額です。歳出において、一般被保険者療養給付費を減額したことに伴い、北海道からの交付金額を減額するものでございます。

８款１項１目１節 一般会計繰入金に３，２４６万８，０００円の追加です。

国の調整交付金が減額となる見込みであり、減額される交付金の半分以上に相当する額を一般会計から法定外繰り入れとして不足する財源補填するために追加をするものでございます。

以上、補正予算内容について御説明を申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号 平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第47号

◇議 長 日程第9 議案第47号 平成27年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書51ページでございます。

「議案第47号 平成27年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)」

平成27年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ798万4,

０００円とする。第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。平成２７年６月２３日提出 大空町長 山下英二」

５３ページをお開き願います。

第１表 歳入歳出予算補正 歳入でございます。

２款 繰入金から５万７，０００円を減額しまして、歳入合計は、７９８万４，０００円とするものでございます。

５４ページ、歳出でございます。

１款 サービス事業費から５万７，０００円を減額しまして、歳出合計は、歳入合計と同額にするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。まず、歳出より説明いたします。

６０ページ、６１ページをお開きください。

１款１項１目４節 地方公務員共済組合負担金に１万１，０００円の追加、共済組合追加費用負担金から３万３，０００円の減額で、これは地方公務員共済組合の負担率の改正に伴うものでございます。

１９節 退職手当組合負担金から３万５，０００円の減額は、退職手当組合の負担率の改正に伴うもので、給与費全体で５万７，０００円の減額となります。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、５８、５９ページをお開き願います。

２款１項１目１節 一般会計繰入金から５万７，０００円の減額でございます。

歳出で説明した職員給与費の減額に伴い、財源調整のため減額するものでございます。

以上、補正予算内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第４７号 平成２７年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号 平成２７年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第４８号

◇議 長 日程第１０ 議案第４８号 平成２７年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

◇建設課長 議案書６３ページです。

「議案第４８号 平成２７年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）」

平成２７年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１３７万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億６，２９３万５，０００円とする。第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。平成２７年６月２３日提出 大空町長 山下英二」

６５ページ、第１表 歳入歳出予算補正 歳入です。

３款 繰入金に６７万５，０００円を追加、４款 繰越金に７０万２，０００円を追加し、歳入合計では１３７万７，０００円を追加し、３億６，２９３万５，０００円とするものです。

６６ページ、歳出でございます。

１款 総務費に１３７万７，０００円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

続きまして６７ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書です。先に歳出から説明させていただきます。７２ページ、今回の補正につきましては、４月１日付け人事異動及び共済費等の率の変更によるものとなっております。

１款１項１目 一般管理費、職員給与等に給料、１０１万２，０００円、職員手当等１，０００円、共済費２３万４，０００円、負担金補助及び交付金１３万円をそれぞれ追加し、全体で１３７万７，０００円を追加するものです。

戻りまして 70 ページ、歳入でございます。

3 款 1 項 1 目 一般会計繰入金に 67 万 5,000 円を追加しています。歳出予算の増額に伴い増額するものであります。

4 款 1 項 1 目 繰越金、前年度繰越金に 70 万 2,000 円を追加しています。平成 26 年度からの繰越金です。

以上、補正内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 48 号 平成 27 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 48 号 平成 27 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 議案第 49 号

◇議 長 日程第 11 議案第 49 号 平成 27 年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐薙建設課長。

◇建設課長 議案書 77 ページです。

「議案第 49 号 平成 27 年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号) 平成 27 年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,583万6,000円とする。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年6月23日提出 大空町長 山下英二」

79ページでございます。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

5款 繰入金から106万7,000円を減額、6款 繰越金に92万2,000円を追加し、歳入合計では、14万5,000円を減額し、総額3億6,583万6,000円とするものです。

80ページ、歳出です。

1款 総務費から14万5,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

先に歳出から説明させていただきます。86ページです。

今回の補正につきましては、共済費等の率の変更によるものです。

1款1項1目 一般管理費、職員給与等から共済費5万7,000円、負担金補助及び交付金8万8,000円をそれぞれ減額し、全体で14万5,000円を減額するものです。

戻りまして84ページ、歳入でございます。

5款1項1目 一般会計繰入金から106万7,000円を減額しています。財源調整により減額となるものです。

6款1項1目 繰越金、前年度繰越金に92万2,000円を追加しています。平成26年度からの繰越金となります。

以上、補正内容について御説明申し上げました。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第４９号 平成２７年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号 平成２７年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 発議第９号

◇議 長 総合計画調査特別委員会設置に関する決議を議題とします。

本案は、会議規則第３９条第２項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第９号は、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから発議第９号 総合計画調査特別委員会設置に関する決議を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第９号 総合計画調査特別委員会設置に関する決議は原案のとおり可決されました。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前１１時３０分

再開 午前１１時３１分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました総合計画調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 したがって、総合計画調査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◇議 長 しばらく休憩します。

◇議 長 休憩中に議員控室において、総合計画調査特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行ってください。
再開はブザーをもってお知らせします。

休憩 午前 11 時 32 分

再開 午前 11 時 49 分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで諸般の報告をいたします。

休憩中に、先ほど設置されました総合計画調査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に深川昇議員、副委員長に松田信行議員が互選された旨の報告がありました。

総合計画調査特別委員会委員長から、調査中の事件について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第 13 発議第 10 号

◇議 長 日程第 13 発議第 10 号 合併特例債の適用期間の再延長を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

6 番 松田信行議員。

◇松田議員 議案書 5 ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第１０号 合併特例債の適用期間の再延長求める要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第１４条の規定により別紙のとおり提出します。平成２７年６月２４日提出 提案者 大空町議会議員 松田信行、沢出好雄、後藤幸太郎、小島一弘、上地史隆」の各議員でございます。

７ページでございます。

この要望の内容についてですが、「アベノミクス効果」による建設需要の増大や、東日本大震災の復興促進、２０２０年の東京オリンピック・パラリンピック決定に伴う関連施設整備などにより、建設資材の高騰や技術者の不足がみられ、全国の自治体で入札不調が急増し、建設事業年度の延長を余儀なくされる合併市町村が続出することが懸念されることから、基盤整備事業が円滑に実施できるよう、合併特例債の発行期限を、東日本大震災で被災した合併市町村と同様の期間になるよう、延長されることを求めるもの、というものでございます。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣宛てでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第１０号 合併特例債の適用期間の再延長を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第１０号 合併特例債の適用期間の再延長を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 4 発議第 1 1 号

◇議 長 日程第 1 4 発議第 1 1 号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

6 番 松田信行議員。

◇松田議員 「発議第 1 1 号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第 1 4 条の規定により別紙のとおり提出します。平成 2 7 年 6 月 2 4 日提出 提案者 大空町議会議員 松田信行、沢出好雄、後藤幸太郎、小島一弘、上地史隆」の各議員でございます。

1 1 ページでございます。

この要望の内容についてですが、平成 2 8 年度の政府予算、地方財政の検討にあたり、「記」以下ですが、1 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに合う地方一般財源総額の確保をはかること。2 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と、人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。3 復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の平成 2 8 年度以降も継続すること。また、平成 2 7 年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること。4 法人実効税率の見直しなど各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。5 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振替えること。6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた、新たな財成需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上 6 点を求めるものというものでございます。提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、地方創生担当大臣、内閣府特命担当大臣宛てでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い

いします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 11 号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第 11 号 地方財政の充実強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 号 発議第 12 号

◇議 長 日程第 15 号 発議第 12 号 安全保障関連法案の慎重審議を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

6 番 松田信行議員。

◇松田議員 議案書 13 ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第 12 号 安全保障関連法案の慎重審議を求める要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第 14 条の規定により別紙のとおり、提出します。

平成 27 年 6 月 24 日提出 提案者 大空町議会議員 松田信行 沢出好雄 後藤幸太郎 小島一弘 上地史隆」の各議員でございます。

15 ページでございます。

この要望の内容についてですが、現在国会で審議中の「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」の 2 法案は、集団的自衛権の行使や後方支援活動の世界的規模の展開などについて、大きな議論を呼んでいる。

世論調査において、「時間をかけて審議すべきだ」という声が多数を占める中、安倍総理は数の論理で、この法案を成立させようとしており疑問が残る。安全保障関連法案の国会審議には解明すべき問題点もたくさんある。

したがって、拙速に結論を出したりせず、時間をかけて慎重に審議するよう求めるもの、というものでございます。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣宛てでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第12号 安全保障関連法案の慎重審議を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第12号 安全保障関連法案の慎重審議を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 発議第13号

◇議 長 日程第16 発議第13号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

7番 齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 議案書17ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第13号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書

このことにつきまして、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出いたします。平成27年6月24日提出 提案者 大空町議会議員 齋藤宏司、原本哲己、深川昇、松岡克美、品田好博、田中裕之」の各議員でございます。

19ページを御覧ください。

この要望の内容についてですが、政府、労働界、経済界の代表などをつくる、政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」との合意がなされ、北海道地方最低賃金審議会の答申書にも、引き上げに向けた道筋をつけるための表記がなされました。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、記1、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

二つ目、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給を下回らないよう、適切な水準を確保すること。

三つ目、最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を行うよう国に対して要請すること。

以上3点を求めるというものでございます。

提出先は、北海道労働局、北海道地方最低賃金審議会宛てでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第13号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第13号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する要望
意見書は、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで昼食のため休憩します。
再開は午後1時といたします。

休憩	午後	0時04分
再開	午後	1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第17 報告第3号

◇議 長 日程第17 報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。
山下町長からお手元に配付しているとおり専決処分の報告がありましたので、
本件について説明を求めます。
山本住民課長。

◇住民課長 議案書21ページをお開き願います。

「報告第3号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により、町長から専決処分書の提出があつ
たので報告する。平成27年6月24日提出 大空町議会議長 近藤哲雄」

25ページをお開き願いたいと思います。

専決処分第4号 専決処分書 町有車両に起因して発生した物損事故に対する
和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規
定により、次のとおり専決処分する。

平成27年6月15日 大空町長 山下英二

記1 和解内容 別紙でございますが26ページで御説明申し上げます。

2 損害賠償の額 1万3,650円、3 和解の相手方 大空町女満別湖南
75番地 小田島順子氏であります。

26ページをお開き願いたいと思います。

和解内容 1事故の原因 (1) 事故発生日時 平成27年1月7日午後1時0
5分頃です。

(2) 事故車両 北800は699 塵芥収集車であります。

(3) 事故発生場所 大空町女満別住吉680番地 先路上。

(4) 事故車両の運転者 天野晴吉 大空町との関係につきましては、大空町塵
芥処理業務受託者 企業組合サンアイ 業務従事者でございます。

(5) 事故の相手方 大空町女満別湖南 7 5 番地 小田島順子氏であります。

(6) 事故の概要でございます。事故の相手方車両がスリップしまして、勤務中の事故車両に接触したものでございます。

2 和解の条件

(1) 事故の第 1 当事者 (甲) 大空町長 山下英二

(2) 事故の第 1 当事者 (乙) 大空町女満別湖南 7 5 番地 小田島順子氏です。

(3) 過失割合 甲 1 5 %、乙 8 5 %

(4) 損害賠償の額 1 万 3, 6 5 0 円

(5) 支払期限 甲は、乙に対して、本件物損事故による損害賠償額として金 1 万 3, 6 5 0 円を平成 2 7 年 6 月 3 0 日までに支払うものとする。

(6) 異議の申立て 示談書の締結後は、甲・乙間において今後本件に関しては異議申立てをしないことを約束する、というものでございます。

幸いにして、本件の事故による運転者、同乗者について怪我はなかったのですが、町としましては、委託業者に改めて交通安全について指導、注意を促したところであります。

以上、御報告申し上げます。

◇議 長 これで専決処分の報告については終わります。

◎日程第 1 8 報告第 4 号

◇議 長 日程第 1 8 報告第 4 号 平成 2 6 年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり、平成 2 6 年度繰越明許費繰越計算書の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議会提出議案書 2 7 ページになります。

報告第 4 号 平成 2 6 年度繰越明許費繰越計算書の報告について

繰越明許費につきましては、地方自治法の規定により翌年度に繰越して使用する歳出予算であり、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告するものであります。

2 9 ページをお開き願います。

町長から議長への通知文で、6 月 1 日付けで送付させていただいております。

3 1 ページをお開き願います。

平成 2 6 年度大空町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

いずれも国の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策により実施する事業で、

平成26年度内に事業が完了しないため、繰越明許費として議決をいただいた事業であります。

2款1項 企業誘致対策費については、雇用の場の拡大や産業の振興を図るため、地域の素材と魅力を紹介する企業誘致セミナーの開催等に要する経費254万5,000円を繰り越すものであります。移住・定住対策事業については、地域内の人材を活用し、あわせて定住、定着化を図る地域の活力を促進するため、地域起こし協力隊員の募集選考に要する業務委託経費141万1,000円を繰り越すものであります。

地方創生推進事業については、地方版総合戦略の策定に向けた支援業務の委託経費140万4,000円を繰り越すものであります。

家庭用除雪機購入補助金については、個人または自治会で除雪作業のため、除雪機械購入に対する補助金400万円を繰り越すものであります。

4款1項 省エネルギー型家庭用電化製品等購入費補助金については、環境への負荷低減を図るため、省エネ家電製品等の購入に対する補助金500万円を繰り越すものであります。

6款1項 強い農業づくり事業については、てん菜ペーパーポットの播種、土詰め作業の共同化により、労働力不足の解消と適期播種、育苗期間の確保、早期移植による収量の増加を図るため、共同育苗施設の建設に対する補助金1億6,535万円を繰り越すものであります。

6次産業化推進事業については、地域の資源を活用した加工品の製造開発、販路の開拓等に関するセミナーの開催業務委託経費150万円を繰り越すものであります。

加工品販路拡大事業については、海外の人材を活用し、外国人観光客等への販路拡大に向けたニーズ調査、方策の検証等の業務委託経費253万円を繰り越すものであります。

7款1項 住宅リフォーム促進事業補助金については、快適な住環境の向上を図るため、住宅のリフォームに対する補助金600万円を繰り越すものであります。

店舗改修事業補助金については、商工業の活性化を図るため、店舗内のリニューアルに対する補助金60万円を繰り越すものであります。

起業化支援事業補助金については、地域において起業する際の負担軽減を図るため、初期費用に対する補助金100万円を繰り越すものであります。

くじ付きプレミアム商品券事業については、地域購買力の確保と消費拡大を図るため実施するプレミアム商品券事業に対する補助金500万円を繰り越すものであります。

町民ビッグデー実行委員会交付金については、大空町誕生10年を記念し、町

民が一堂に集い、融合促進するためのイベント開催に対する補助金 7 5 2 万 1, 0 0 0 円を繰り越すものであります。

芝桜まつり実行委員会交付金については、芝桜公園を核として観光や商業の振興、地域の活性化を図るためのイベント等の開催に対する補助金 6 5 0 万円を繰り越すものであります。

3 2 ページをお開き願います。

藻琴山温泉芝桜公園誘客促進事業については、芝桜公園への誘客を図るため、東藻琴市街から芝桜公園までの交通システムの実証実験を行う業務委託経費 9 3 万 6, 0 0 0 円を繰り越すものであります。

賑わいづくりイベント開催事業補助金については、プレミアム商品券の販売にあわせ消費効果が増すイベントの開催に対する補助金 1 0 0 万円を繰り越すものであります。

町民ビッグデー買い物券配布事業については、町民ビッグデーへの誘客と消費喚起を図るため、全町民へ町民ビッグデーで利用できる買い物券の配布に対する補助金 3 9 0 万円を繰り越すものであります。

湖畔入口アーチ多言語化看板設置事業については、観光で訪れる外国人の増加に伴い、女満別湖畔入口のアーチ看板を多言語化し、外国人観光客の誘客を図るための看板設置に 5 0 0 万円を繰り越すものであります。

1 0 款 6 項 教育文化合宿補助金については、質の高い教育文化団体等を誘致し教育文化交流の向上と地域活性化を図るための合宿誘致に対する補助金 3 3 6 万円を繰り越すものであります。

1 0 款 7 項 町民運動会実行委員会交付金については、大空町誕生 1 0 年を記念し、町民が一堂に会し運動に親しみ、親睦を図るための運動会の開催に対する補助金 2 0 0 万円を繰り越すものであります。

総事業数が 2 0 件、総額 2 億 2, 6 5 5 万 7, 0 0 0 円の予算額に対し繰越明許費も同額の 2 億 2, 6 5 5 万 7, 0 0 0 円を翌年度に繰り越したところであります。

財源の内訳としましては、国、道支出金が 2 億 1, 4 6 7 万 8, 0 0 0 円、一般財源が 1, 1 8 7 万 9, 0 0 0 円となっております。

以上、一般会計におけます平成 2 6 年度から平成 2 7 年度へ繰り越した事業の内容の御報告とさせていただきます。

◇議 長 これで平成 2 6 年度繰越明許費繰越計算書の報告については終わります。

◎日程第 1 9 報告第 5 号

◇議 長 日程第 1 9 報告第 5 号 平成 2 6 年度一般財団法人 大空町青少年育成

協会の経営状況についてを議題とします。

山下町長からお手元に配付しているとおり、法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。

佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議会提案議案書 33 ページ、報告第 5 号でございます。

平成 26 年度一般財団法人大空町青少年育成協会の経営状況につきまして、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、御報告申し上げます。

まず、事業報告でございますが、資料は、お手元の経営状況を説明する書類の 5 ページから 18 ページに記載されております。7 ページの定款第 4 条第 1 号に掲げる青少年の健全育成のための学習講座の開設事業につきましては、継続事業として青少年バンドクリニック、新規事業としてイナダさんの演劇ワークショップを開催しました。

町内の小中学生を対象に、金管クラブや吹奏楽部の技術向上を図るほか、演劇のおもしろさを理解してもらう事業として、イナダ氏の指導により 2 回実施しております。

定款第 4 条第 2 号に掲げます芸術文化事業の企画と芸術文化の普及、奨励する事業につきましては、風間杜夫ひとり芝居「正義の味方」。

8 ページでございます。HBC ジュニアオーケストラ オホーツクツアー 2014 大空町講演、オホーツク演劇祭 in おおぞら、伊奈かつぺいひとりがたり。

9 ページでございます。北海道文化財団 若手芸術家発表事業、アートプラザ事業「今平光子ハートフルライブ」の 6 事業を開催し、町内や近郊市町村から延べ 2,130 人の方の参加を得ております。

9 ページ中段の定款第 4 条第 3 号に掲げます社会教育を行うための専門的事業に関する研究、実習会、講座などの開催や協力する事業につきましては、青少年健全育成研修会として、「サザエさん」のマスコ役や「それいけアンパンマン」のジャムおじさん役の声優として知られる、増岡弘氏を招き、青少年健全育成をテーマに講演をいただきました。

10 ページでございます。定款第 4 条第 4 号に掲げます団体の育成事業につきましては、町内青少年団体及び育成団体と連携し、求めに応じて援助を行い、また教育文化会館の運営に協力いただけるボランティアの育成に努めております。

定款第 4 条第 5 号に掲げます受託施設管理事業につきましては、大空町から委託を受けました社会教育施設の女満別武道館、公衆便所の清掃管理業務を行っております。

指定管理事業につきましては、社会教育施設の女満別研修会館、女満別ゲートボールセンター、図書館、B & G 海洋センターの管理運営を行っております。

定款第4条第6号に掲げます社会教育関係団体との連携事業につきましては、社会教育関係団体の主催する事業の後援などにより協力しております。

定款第4条第7号に掲げますその他の法人目的達成のための事業として、児童センター、児童クラブ等の運営事業、外国語活動推進事業、学校施設管理受託事業、図書館司書配置業務等の受託事業を実施しております。

受託施設管理運営事業の指定管理施設の事業実績であります、11ページから14ページ、講師依頼事業として15ページ、大空町図書館事業として16ページから18ページに事業の詳細を掲載しております。

次に、収支の状況でございます。

経営状況を説明する書類の19ページから掲載しております貸借対照表、正味財産増減計算書にて、御報告されております。

25ページの正味財産増減計算書のⅠの一般正味財産増減の部、1経常増減の部の下段、当期経常増減額ですが、2,824万1,329円マイナスの決算となっております。これは、一般事業者でいえば、経常利益に相当するものでございます。昨年度決算から1,870万5,877円の増額となっておりますが、主に町に対する2,000万円の寄附によるものであります。

2の経営外増減の部の当期経常外増減額0で、一般正味財産期末残高は、9,676万3,503円となっております。また、Ⅱに指定正味財産増減の部の当期指定正味財産増減額が4億5,929万5,842円でありますので、1番下段のⅢ正味財産期末残高は、前年度対比4億3,105万4,513円の増の5億7,075万9,345円となっております。総額につきましては、主に文化会館改修に伴う補助金の増が要因となっております。

監査につきましては、経営状況を説明する書類、33ページに記載のとおり、5月26日に監査を受けており、指摘を受けたとの報告はございません。

次に、41ページから平成27年度の事業計画書及び収支計算書を添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で、平成26年度一般財団法人大空町青少年育成協会の経営状況についての御報告とさせていただきます。

◇議 長 これで平成26年度一般財団法人大空町青少年育成協会の経営状況については終わります。

◎日程第20 報告第6号

◇議 長 日程第20 報告第6号 平成26年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長からお手元に配付しているとおり、法人の経営状況を説明する書類の

提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。

伊藤産業課長。

◇産業課長 それでは議会提出議案書 35 ページ、報告第 6 号でございます。

平成 26 年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況につきまして、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、報告を申し上げます。

資料につきましては、お手元の経営状況を説明する書類を御覧いただきたいと思います。

初めに 1 ページを御覧いただきたいと思います。平成 26 年度事業報告でございます。

めまんべつ産業開発公社の目的を達成するための主な事業といたしまして、1 番から 4 番まで記載をいたしております。

事業といたしましては、一般会計事業、環境整備事業、特産品収益事業、指定管理運営事業Ⅰ、指定管理運営事業Ⅱの五つの事業であります。

まず、一般会計事業の状況でございますけれども、2 ページを御覧いただきたいと思います。事業といたしましては、地場産品の試作、研究、販路拡大イメージ商品の開発などの事業を実施しているところでございます。試作研究開発事業では、町内生産トマトのジュース適応試験、煮豆、ニンジンジュース、野菜ジュースの試作研究、トマトジャムの粘度安定化試験を初め、地元産もち米と豆を使用した大福の商品化などを行ってきているところでございます。また販路拡大とイメージ開発事業につきましては、販路開拓のための企業訪問、それから雑誌を初めとする広告媒体の PR 広告の掲出、特産品フェアなどイベント等への出店による特産品販売の商品 PR に努めているところでございます。

次に 3 ページから 4 ページになりますけれども、環境整備事業特別会計の状況でございます。事業につきましては、公共施設の管理受託をしております公共施設等管理事業、女満別空港消防業務の女満別空港環境整備事業、女満別空港駐車場管理事業、自動車テストコース整備の産業環境整備事業の四つの事業を実施してございます。公共施設管理につきましては、各学校施設の管理業務、給食調理業務、老人福祉センター業務を初め 5 つの業務を行っているところでございます。

また女満別空港利用者の利便性の向上のため、空港駐車場管理業務を行っております。徐々に駐車場の利用者は増加してきておりまして、駐車場料金収入は、前年度対比 103% となっているところでございます。

次に 5 ページを御覧いただきたいと思います。

特産品収益事業特別会計の状況でございます。農産加工商品の製造、販売や地場産品販売の収益事業でございます。

公社におきましては、研究開発をした農産加工商品の製造、販売のほかに、地

場産の特産品や農産物などの販売も行ないまして、消費者ニーズに合った品ぞろえを目指した店舗運営に努めているところでございます。またメルヘン観光交流センター内の施設におきましては、地場産食材の消費拡大と食材PRにも努めているところでございます。

アンテナショップほのかの来店者数につきましては、前年度対比で112.5%、売上額においては115.8%の増となっているところでございます。またメルヘン観光センター内のキッチンほのかの売上額につきましては、前年度対比で100.5%、また2月にオープンをいたしております女満別空港店、空港内のほのか空港店については、2カ月でありますけれども、550万円強の売り上げとなっているところでございます。

次に6ページでございます。指定管理運営事業Ⅰの状況でございます。

この事業につきましては町より受託しておりますメルヘン公園の指定管理事業でございます。関連施設はメルヘンカルチャーセンター、多目的広場、新規就農者技術習得管理施設、温室、場駐車場となっております。

施設管理に当たっては、昨年度電気料金の値上がりがありました中で、光熱水費等の節約に努めているとともに、新型インフルエンザやノロウイルス等の病原菌による疾病の蔓延防止のため施設内の衛生対策に努めてきているところでございます。栽培温室につきましては、アスパラ、ブロッコリー、花の苗栽培、体験圃場では緑肥作物の栽培試験、女満別高校栽培実習用として圃場の提供も行っているところでございます。

また近年は、冬期間の暴風雪災害の発生時において、国道での立ち往生車両の避難場として、避難者の安全確保に努めていただいているところでもございます。メルヘン公園全体におきましては前年度対比で利用件数は、101.1%、利用者数では104.1%と昨年並みの利用となっているところでございます。

次に7ページでございます。指定管理運営事業Ⅱの状況でございます。

この事業につきましては、町より受託をいたしておりますひがしもこと乳酪館の指定管理業務でございます。乳酪館は、地場で生産される牛乳を活用して、乳製品の開発、製造、体験を通じた都市と農村交流を行う施設として、カマンベールチーズを初めとした乳製品の製造販売、チーズ関連の新商品の開発や販路拡大に努めているところでございます。

施設管理に当たりましては、燃料の高騰、電気料の値上げが続く中、光熱水費などの節約に努めまして、乳製品の販路拡大に努めてきているところでございます。平成26年度は日本郵便で行っております北海道ふるさと会での取扱商品として、再度採択されておきまして、売り上げが全体の15%を占めるまでになってきているところでございます。この事業につきましては、今後も継続できるよう進めて行くことといたしているところでございます。

また昨年新たに発売いたしております熟成ゴーダチーズ、それから一味ゴーダチーズの売り上げも順調に推移をしているところでございます。

入館者数につきましては、前年度対比で104%、乳製品の販売収入につきましては、749万円の増ということで前年対比118%と大幅な収入増となっているところでございます。

10ページから19ページにつきましては、一般会計各特別会計の5会計の決算関係の総括表を掲載しているところでございます。平成26年度めまんべつ産業開発公社全体の収支につきましては、12ページを御覧いただきたいと思えますけれども、正味財産増減計算書を掲載しております。

その中で、Ⅰの一般正味財産増減の部、1の経常増減の部、(2)の経常経費の当期経常増減額の欄でございすけれども、272万6,233円マイナスの決算となっているところでございます。

また2の経常外増減の部、経常外費用の雑損失といたしまして、9万8,985円の損失ということになっておりまして、表の下段のⅢの正味財産期末残高につきましては、前年度対比で274万5,218円マイナスの1億617万7,925円となっているところでございます。

次に24ページから41ページまでにつきましては、平成27年度の各事業計画書、収支予算書を添付いたしておりますので、御覧いただきたいと思えます。

以上で御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

◇議 長 これで平成26年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況については終わります。

◎日程第21 報告第7号

◇議 長 日程第21 報告第7号 平成26年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり法人の経営状況説明する書類の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。

田中産業建設課長。

◇産業建設課長 議会提出議案書の37ページでございす。

報告第7号 平成26年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

資料につきましては、お手元の経営状況を説明する書類の1ページから12ページでございす。

初めに1ページから2ページの事業報告でございすが、芝桜開花期の入園者

の状況、キャンプ場、釣り堀、ゴーカート、遊覧車、温浴施設の利用状況、イチゴハウスの生産量等につきまして報告されております。

平成26年度の芝桜開花期の入園者数につきましては、8万3,458人で前年度比110.7%と10.7%増加し、過去5年間で2番目に多い入園者数となっております。

入園者数の増加要因といたしましては、芝桜まつりのメインイベントを3週に分けて開催したことや、無料送迎車の運行、ご当地グルメの紹介など、新たな試みを実施するとともに、これらをポスターやチラシ、新聞広告などでPRし、特に近隣市町へのPRの強化などにより、個人客が増加したことが主な要因であると考えております。

個人客につきましては4万7,421人で前年度比14.7%の増、団体客につきましては、3万6,037人で、前年度比6.5%の増となっております。

また、外国人客も年々増加の傾向にあり、1万人を超える状況となっております。

次に、3ページから8ページの収支決算の状況でございますが、収入の50%以上を占めております入園料は、前年度より26.6%の増収となりましたが、老朽化して、危険な遊歩道階段を初めとした公園内施設の修繕や樹木の選定・伐採などによる安全確保対策や環境美化の実施、さらにはSNSに対応するためのWi-Fi設備の整備などにより、単年度収支では、6ページに記載のとおり、4万3,829円の純利益となり、平成25年度の繰越利益と合わせますと、平成26年度末の繰越利益剰余金は、7ページに記載のとおり、983万957円となっております。

当期末利益剰余金につきましては、次期に繰り越すこととなっております。

次に、10ページから11ページの平成27年度事業計画でございますが、芝桜公園、遊覧車、ゴーカート、売店食堂、キャンプ場、温浴施設を中心としまして、営業することといたしております。

今後も公園内の安全確保や環境美化に努め、おもてなしの心で芝桜まつり期間やキャンプシーズンにおける入園者の増加を図るとともに、新たな取り組みも加えて、お子様から若者、高齢者の方まで、幅広く全ての方々に楽しんでいただける魅力ある芝桜公園として運営していくこととしております。

また、老朽化した芝桜の対応策として年次計画で苗の植替え更新を実施するとともに、引き続きスギナなど雑草除去に全力を挙げていくこととしております。

平成27年度の収支計画につきましては、12ページに記載されておりますので御覧いただきたいと思います。なお本年27年度の芝桜まつりにつきましては、先日すでに終了しておりますので、参考までに6月7日現在の入園者数等について報告させていただきます。6月7日現在の入園者数9万1,631人、前年対

比 9.8%の増、入園料収入 3,384 万 900 円、前年対比 1.7%の増となっております。

以上で、平成 26 年度株式会社東藻琴芝桜管理公社の経営状況についての報告とさせていただきます。

◇議 長 これで平成 26 年度株式会社東藻琴芝桜管理公社の経営状況については、終わります。

◎日程第 22 報告第 8 号

◇議 長 日程第 22 報告第 8 号 例月出納検査報告についてを議題とします。
監査委員から、例月出納検査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第 8 号 例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、平成 27 年 2 月分から平成 27 年 4 月分であります。検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、2 月分につきましては 3 月 23 日、3 月分につきましては 4 月 24 日、4 月分につきましては 5 月 20 日に後藤監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり、相違ありません。また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はありません。

以上、適正であることを認め監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査報告については終わります。

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。

山下町長。

◇町 長 平成 27 年第 2 回大空町議会定例会の閉会に当たりまして、発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

6 月 7 日でございました、朝 3 時半過ぎに、私どもの町の最高点藻琴山頂の 1,

000メートルから大空町の若い方々5名を中心に役場の職員とたすきリレーが始まりました。

当日は、前日からの雨模様の天気もありまして、霧といますか雲の中、五里霧中の中、周りを見渡すと、樹氷が見える中でのスタートであったと、そのように聞いております。全く周りが見通せない中でのスタートということで、大空町のスタートと同じような状況であったのではないかと、そのように推察をしていました。それから襷リレーが始まりまして、大勢の町民の皆さん方の御参加をいただきまして、6月21日、夕日が沈む頃、ちょうどゼロメートル地点の女満別湖畔に襷が到着をしたところでございます。

今後につきましては、7月5日町民ビッグデーの会場に湖畔から最終ランナーの方々につないでいただきたい、そのように思っているところでございます。

今年は、大空町が誕生してから10年という節目の年に当たりまして、芝桜まつりに始まりまして、今回の襷リレー、さらに6月28日には、消防フェスティバル、7月1日には、交通安全大会・社会を明るくする運動大会、そして、7月5日の町民ビッグデー、7月12日の町民運動会と、また、その後8月以降もさまざまな行事が予定されているところでございます。

職員は大変な忙しい中で、これらのさまざまな催しに携わってくれております。大変忙しい思いを感じているのではないかと考えておりますけれども、しかしながら町民の皆さんが、そういったイベントに大勢参加していただいたり、その中で楽しんでいる姿を見ることができれば、充実感や達成感というものもあるのではないかと、そのように思っているところでございます。

また、この議会の中では、総合計画調査特別委員会の設置をいただきました。さらに一般質問などからは、総合戦略に関するものもあったところでございます。

平成27年は、まさしく大空町にとっての大きな節目の年となったと、そのように思っております。

「羽たこう 輝く未来へ大空へ」このキャッチフレーズを作っていただきましたけれども、まさしくこの1年、大空町として大きな飛躍を遂げるそういう年にしていきたいものだ、改めて決意をしているところでございます。

本議会におきますさまざまな議論を大切にしながら、新しい町づくりに向けて努力をしてまいりたいと思っておりますので、今後とも御指導くださいますようお願いを申し上げ、お礼にかえさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

◇議 長 平成27年第2回大空町議会定例会を閉会します。

大変お疲れ様でした。

閉会 午後 1時42分